

## 第3章 調査事項

### 第1節 破損調査

#### 1. 概要

各所に経年による破損や腐朽劣化がみられるが、最大の問題は基礎の不同沈下等に起因する床の不陸及び柱の倒れであった。

旧奥行白駅通所の所在する別海町は、1月から2月にかけて平年値で最低気温がマイナス14度を下回るなど酷寒の地であり、凍結深度は100cmとなっている。このため寒冷地特有の凍上を繰り返すことにより、礎石や基礎コンクリートが乱れていた。この他、すがもりによる雨漏りのほか融雪時期には上屋根からの落氷による下屋屋根面の破損、また、敷地の傾斜に沿って雪解け水が床下を流れるといった地域特有の環境に起因する被害が多くみられた。修理前は小屋裏を中心に多くのコウモリが棲みついでおり、床や壁を中心に糞尿による汚損が激しかった。床下は腐朽菌が多く発生しており、大引まで折損した箇所もみられた。

#### 2. 基礎

旧奥行白駅通所は北から南へ緩やかに傾斜した敷地に建ち、北側を切土し南側を盛土して造成している。

「北棟」では自然石玉石基礎を据えるが、凍結融解を繰り返す凍上によって外部周りを中心に多くの礎石が原位置を失っていた。特に荷重を受ける一部の礎石は沈下して外側に押し出されたり、地中に埋没したのもみられた。「北棟」では床下の土がふかふかの状態で、指矩が容易に30cm程度は貫入した。理由は判然としないが水分を含みやすい土質が長年の凍結融解を受けたことに起因すると思われる。通常建物に人が居住している場合、冬期には炉を使用していたため床下まで熱がまわっていたと考えられるが、昭和59年に町に寄贈されて以降、冬期間は完全に閉鎖されてきたため、凍上がより一層進んだとみられる。

- 
- i 地面が凍結する深さで、基礎を作る際に根入れの基準値となる。
  - ii 地面が凍結融解を繰り返すことによって礎石や基礎が持ち上がる現象
  - iii 冬季に屋内からの熱によって暖められた屋根面の積雪融水が軒先で凍結し氷堤となり、後から流れてくる水がプール状に溜まり屋内に水が廻る現象。「すがもれ」ともいう。

「南棟」「中央棟」の基礎にはコンクリート製の独立基礎がみられるが、盛土部分の流出等により南側の成が80cmある独立基礎に傾斜がみられ、一部完全に転倒しているものもみられた。

#### 3. 軸部

修理前の軸部の傾斜を図3-1-1に示す。図中の丸で示した柱は是正が必要との目安となる1/60以上の傾斜がみられる柱である。

各棟とも一見して柱と建具に大きな隙間がみられた。このため軸部の傾斜が大きいと考えられたが、傾斜が1/60以上の柱は4本にとどまっていた。このことから、柱と建具の隙間は敷居の不陸に起因していた。

各棟とも傾向としては、平屋建である「中央棟」が若干外側に開く傾向があるものの、軸部の傾斜が少なかった。「北棟」は西側に傾斜している傾向がみられた。「南棟」は他に比べて全体的に傾斜が大きく、南側に傾斜している傾向がみられた。

全体的に床高が低く、建物外周には下見板が地上付近まで張られているため風通しも悪かった。柱は土台建となり、土台の柱直下には礎石が据えられるが、多くの箇所礎石や土台の下端が埋まった状況で、土台を腐らせる要因となっていた。

#### 4. 床

図3-1-2は、床の不陸について各階で最も高い数値を基準として床の下がり方を模式的に示した図である。各棟の傾向としては、「中央棟」が中廊下部分の沈下を除いては水平を維持していた。「北棟」は一階・二階とも西側に大きく沈下しており、一階・二階の沈下量がほぼ同じであるため、軸部の一体的強度は保有しているが、基礎や地盤の沈下が大きく影響していると考えられた。「南棟」は一階・二階とも南側に大きく沈下していた。特に南西隅に張出している物置・台所の沈下が著しかった。

床下は湿潤で、ほとんどの床組部材には腐朽菌が発生していた。一階周りの床は昭和59年に下地補強、平成5年に束の補足修理が行われており、根太は添

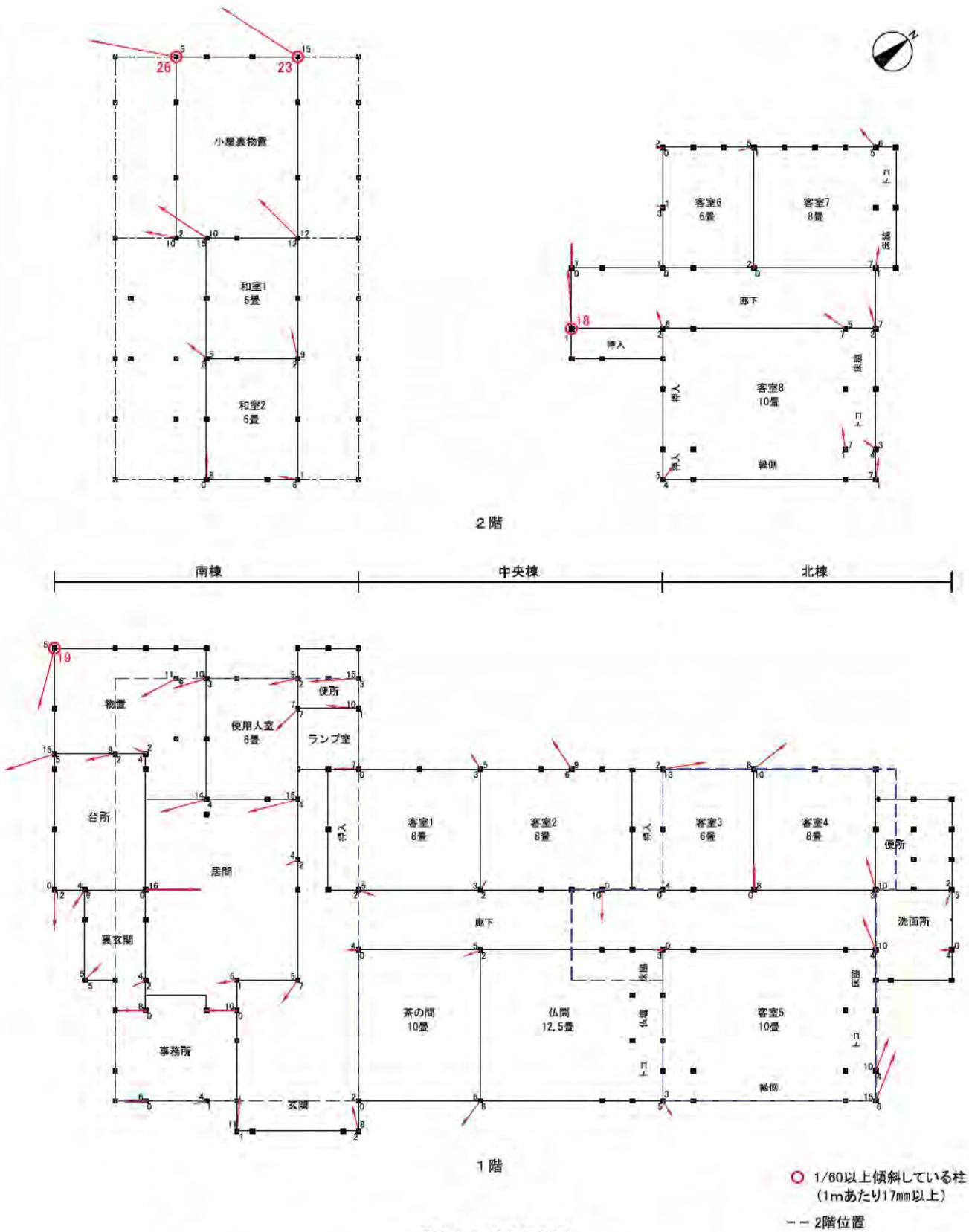
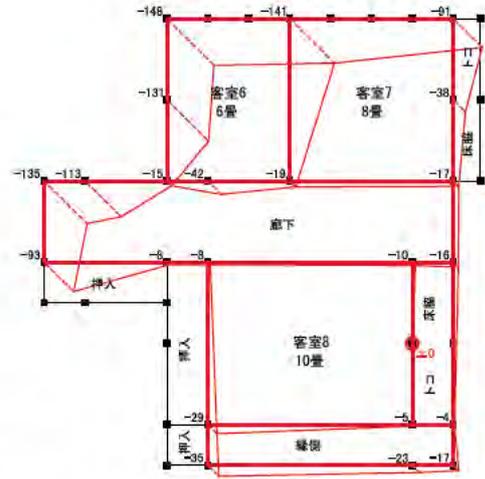
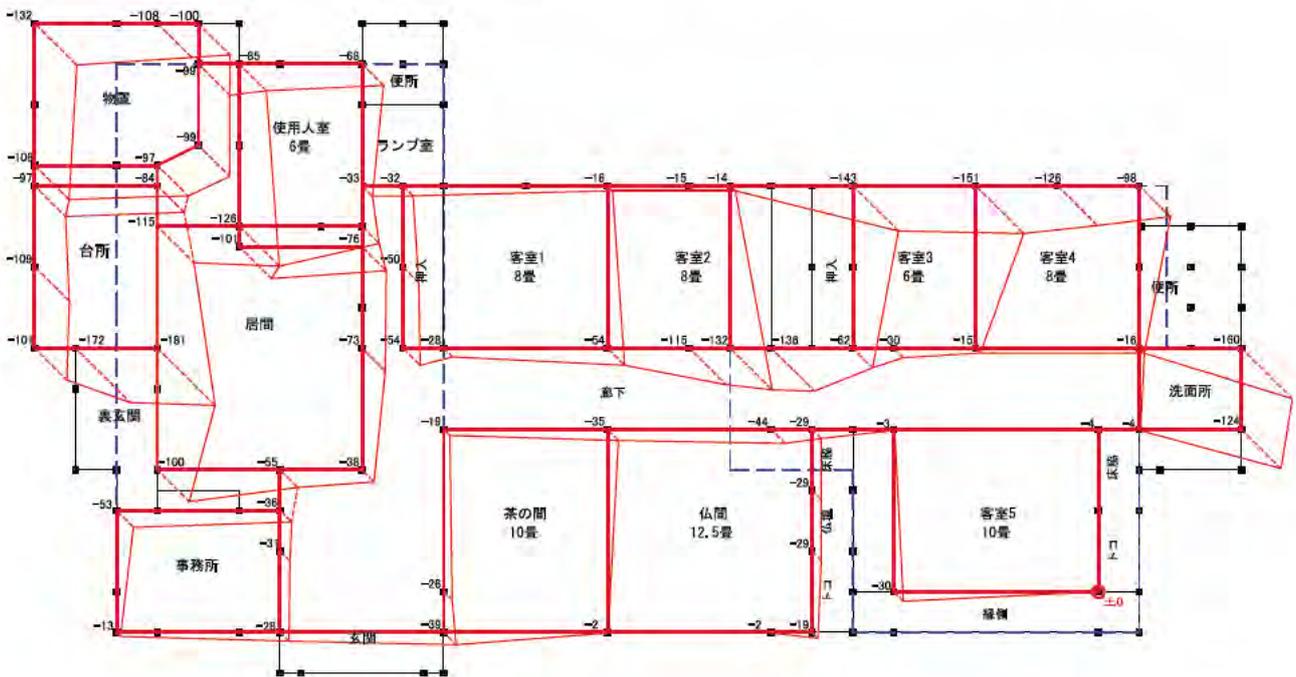
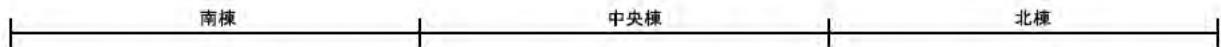


図 3-1-1 柱の傾斜図



2階



1階

○ 各階で一番高い床レベル  
 - - 2階位置

図 3-1-2 床の不陸図

木状に新しい根太を配り補強されていたが、荒床や根太は古材の他、これらの後補材も容易に踏み抜く状況であった。特に仏間では大引が腐朽によって折損していた。

## 5. 屋根

屋根は全体的に経年劣化が進み、不陸やハゼ切れがところどころにみられるとともに、捲りあがっている箇所も散見された。特に南面の煉瓦造の煙突周辺は、屋根面の垂下が著しかった。鉄板の捲れは「中央棟」と「南棟」が接続する谷部にみられた。これは、谷の氷塊が滑落する際に鉄板のハゼを捲り上げることに起因する。昭和59年にも同様の修理工事を行った履歴がある。

窓の一部には板葺の屋根がつき、流し板の目板打となるが、板材の腐朽や目板の欠損がみられた。

## 6. 壁

### 外壁

下見板は全体的に経年劣化がみられ、板材の脱落・腐朽、水切留部の開き等が散見された。一階屋根の積雪に接する部分や、地上付近の下見板に腐朽が著しい傾向がみられた。

### 内壁

室内は基本的に豎板張とし紙貼りで仕上げる。紙貼りは、雨漏りやコウモリの糞尿による汚損、軸部傾斜による破れや皸がほとんどの部屋でみられた。

## 7. 造作等

### 軒天井

軒裏は桁から軒先にかけて羽重ねで板を張り軒天井とし、隅は扇張りとしている。天井板材は全体的に退色し、欠損やズレが散見されるものの、概ね健全であった。

### 室内天井

天井は玄関脇の事務室に張られる格天井を除き、竿縁天井が張られる。雨漏りは各棟の取り合い部の他、軒先側の側廻りの天井に多くみられた。これは、「すがもり」に起因するものと考えられるが、竣工後、旧奥行白駅通所は冬期間公開する計画はない。すがもりは室内の暖気が屋根面の雪を溶かして発生する現象であるため、今後発生する可能性は低い。

### 階段

階段は「中央棟」から「北棟」二階へ上がるものと、「南

棟」内で二階に上がるものの2箇所があるが、「中央棟」の階段は一階の床の不陸のため、側桁と敷居とをL字金物で固定していた。

### 煙突

煙突は煉瓦造で、「南棟」の南側に位置する裏玄関内の北西隅に位置する。二階の南面窓脇の屋根から外部に突出するが、屋根から上部は町の所有となった後、教育委員会が整備として製作したもので、接続部内部に鉄筋を入れコンクリートが充填されていた。なお、旧所有者からのヒアリングによれば昭和30年代の地震時に屋根面から上が折損して落下したため、その後は鋼管煙突を先端に継ぎ足して使用していた。

煙突周辺の屋根は垂下しているが、これは室内側の煙突の破損が影響していると考えられる。煙突は本来の煙突が残る二階床から野地面にかけて大きく割損しており、崩壊の危険性も考えられた。基本的には南北方向に揺られた結果の目地からの肌別れであるが、煉瓦材そのものの割損もみられた。

### 座敷廻り

座敷の造作であるトコ・床脇や長押等に大きな破損はみられなかったが、床の不陸に起因してズレや仕口の明きが散見された。「北棟」客室7の床柱の長押釘隠(帆船型)が1個欠損していたほか、同室の釘隠しに割損や座の欠失がみられた。

## 8. 建具

外部に面する建具は正面玄関の引分ガラス戸のほかは引違ガラス戸、雨戸となる。開閉に支障がある建具が多いほか、雨戸は腰板の破損がみられた。内部の建具は板戸・襖・障子・ガラス戸となる。「中央棟」「南棟」には転用された建具も多く開閉が困難な建具が多かった。襖の紙は全体的に経年や雨漏りによる汚損がみられ、一部の障子には棧の欠損がみられた。



写 3-1-1 床の不陸 (客室 6)



写 3-1-2 床の不陸 (北棟便所)



写 3-1-3 基礎の倒れ (南棟)



写 3-1-4 根太の腐朽折損 (茶の間)



写 3-1-5 大引の腐朽折損 (仏間)



写 3-1-6 土台 (裏面) の腐朽 (北棟)

北棟付近は礎石が埋没し土台に接するほど土が盛られ土台を腐朽する一因となっていた。



写 3-1-7 礎石の不陸 (北棟)

手前は沈下した礎石に差し込まれた切石。奥に見える礎石も沈下して転倒している。



写 3-1-8 軒先の破損 (北棟便所)



写 3-1-9 北棟下見板の破損 (北棟)



写 3-1-10 板底の破損 (北棟)



写 3-1-11 屋根鉄板谷部の破損 (中央棟と南棟)



写 3-1-12 屋根鉄板の破損 (中央棟)



写 3-1-13 煉瓦煙突の割損 (南棟二階)



写 3-1-14 雨漏りによる壁面汚損 (客室 3)



写 3-1-15 雨漏りによる天井面汚損 (事務室)

## 第2節 官設駅通所建物の標準仕様

官設の駅通所では建築標準図などにより駅舎の構造、間取り、仕様、取扱い方法が規定されていた。

明治28年(1895)の取扱規定第二条に「建物ハ第一号書ノ標準ニ依ル但土地ノ状況ニ依リ其設計を伸縮スルコトヲ得」とある。この標準設計図の存在は確認できていないが、敷地形状や必要な客室数に応じて桁行の長さを変えたことが推察される。その後同規程は明治33年、38年に改訂を受け、同41年(1908)には建築標準図の改訂を受けた記録が残る。この明治41年に改訂された規程が奥行白駅通所創設時に適用されたとみられるが、この図面や仕様は判明していない。以降この規定は一部改正がなされながら昭和6年に「駅通所規則」として改正されていった。同規則中には仕様書が付され「駅通所建築標準図」が添付される。

これによると建物規模は本家が桁行を7間半、梁間を4間半とし、正面中央に間口奥行とも9尺の玄関が付く。背面には2間×2間の便所・風呂が付属し、1間×半間の洗面所が突出する。

間取りは玄関正面に1間幅の廊下を配する。方位が記されていないため図の上下左右で表記するが、向かって右側の客室2室は中央の廊下から直接入れず、廊下側に床コと押入を設け、2室の間に半間の廊下を挟んでそれぞれ客室の入口を設ける。この2室は直接隣室に接することなくプライバシーに配慮された部屋と言える。左側の2室は台所に向かう1間幅の廊下を挟んで下側を6畳、上側を4畳半とする小さな客室で、取扱人が生活する内向きの居室及び台所と接している。

さらに同駅通所規則には仕様や材質に至るまでかなり細かく記されている。屋根は本家、玄関、便所及び風

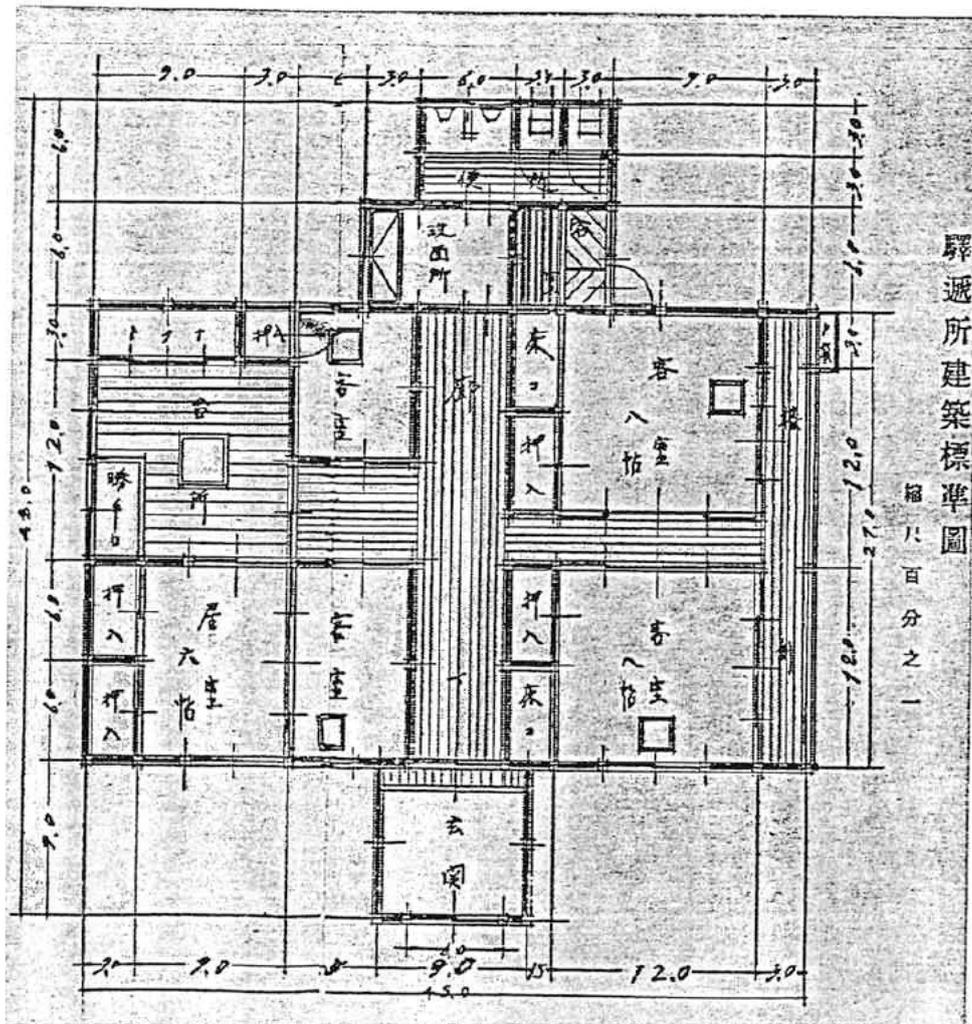


図3-2-1 駅通所建築標準図(昭和6年 駅通所規則より)

i 「奥行白駅通所資料目録」(別海町教育委員会 平成6年)による

呂とも切妻屋根とし、本家に対し玄関と便所及び風呂は棟を直交させ、洗面所の半間は便所の屋根を葺き降ろしとすることが記される。建具は大きさや枚数のほか、ガラスのサイズまで記され、畳も客室と内向きで仕様を変えていたことがわかる。

これらの標準仕様と現在の奥行臼駅通所の間取りは明らかに異なるが、根室管内の駅通所のうち昭和初期の平面が判明している中春別駅通所、上風連駅通所、上春別駅通所の3つの建物を例として、標準仕様が実際にどの程度反映されたか比較してみる。

3棟の平面図を並べてみると、全て平入りとして玄関から正面に廊下を配し、風呂便所棟を背面に付属させる点が共通しており、これは標準図とも合致する。相違点は3棟ともに玄関からみて右手に内向きの台所や居室を設け左手に中廊下の両脇に客室を設けるが、これは標準図と左右反転した配置となっている。

梁間は中春別駅通所が標準図と同様に4間半とし、その他は5間とする。これは客室の中廊下の幅を1間とるか半間とするかの違いが表れている。中春別、上春別ともに客室を増築したことが記録されており、利用状況によって増改築が頻繁に行われていたようである。増築は基本的に客間の桁行方向に足されたてきたことがわかる。配置は異なるが標準図に示されたように、客室を4室取る間取りが一般的であったようである。上風連駅通所では創建時から4室の客室をもち、中春別では創建後わずか6年で増築して客室を4室とした。上春別駅通所は昭和6年に二階建棟が増築されるが、それまでは他と同様に4室の客室をもっていた。いずれもこの4室が8畳間であることは共通している。

一方で旧奥行臼駅通所は、現在は「中央棟」と「北棟」で併せて8室の客室を持つが、「北棟」に創建時から付されている室名札には第拾番までの番号が振られている。「北棟」だけで6室の客室を持つことを考えれば、昭和16年の改造前、つまり駅通として利用していた「前身建物本家棟」には4室の客室を持っていたこととなる。奥行臼駅通所が山崎藤次郎氏宅を基にして増改築を重ねて来た経緯があるため標準仕様や他の駅通と同列に扱えない部分もあるが、これらに近似した平面形式であったであろうことが想像される。

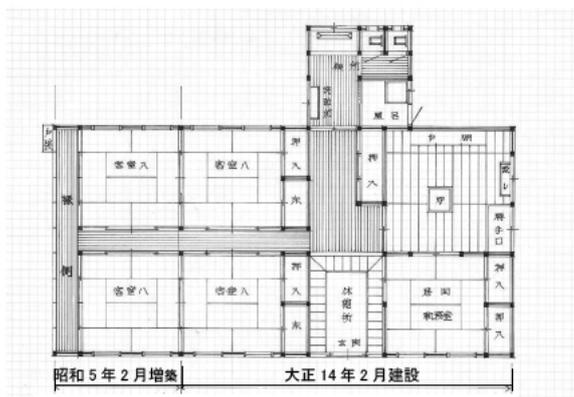


図 3-2-2 中春別駅通所平面図（札幌資料調査会作成）

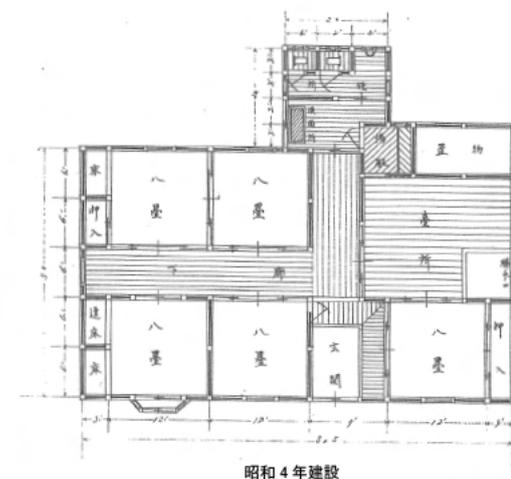


図 3-2-3 上風連駅通所平面図（札幌資料調査会作成）

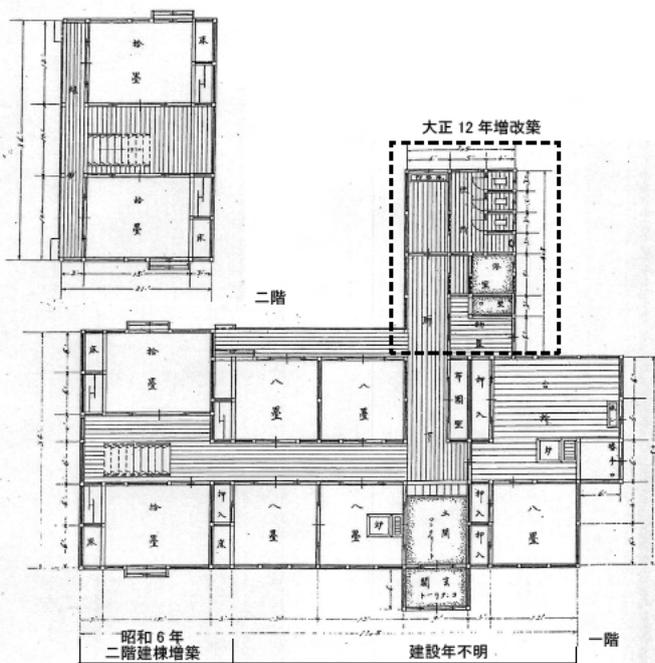


図 3-2-4 上春別駅通所平面図（札幌資料調査会作成）

ii 類例建物の平面図は桜井勝治氏の調査成果による。

### 第3節 創建及び変遷

#### 1. 概要

明治43年(1910)9月1日山崎藤次郎の駅通取扱人任命が許可され、同月15日に奥行臼駅通所が開設されて駅通業務を開始した。開設時は山崎藤次郎の自宅がそのまま使われたとみられるが、まもなく2間の増築を行い、その後大正9年(1920)には「北棟」を新築するなど少なくとも2度の増改築が行われている。

昭和5年(1930)6月10日をもって奥行臼駅通所は廃止され、以降「山ト山崎旅館」として経営が続けられた。昭和16年(1941)には「南棟」と「中央棟」を大規模に改築しほぼ現在の姿となった。昭和40年になって旅館業を廃業した後は商店を営んだ。昭和57年町指定文化財に指定されたのち、山崎家から寄贈を受け別海町の所有となった。このように用途を変えながら維持してきたが、建物の変遷は山崎藤次郎宅から現在まで大きく3回の増改築が確認できる。ここでは、残された古写真や痕跡を手掛かりに増改築の状況についてⅠ駅通創設期(明治43年)、Ⅱ「北棟」増築前(大正初期)、Ⅲ「北棟」増築期(大正10～昭和16年)、

Ⅳ「南棟」「中央棟」増改築期(昭和16年～)の以上四つの時期に区分してその変遷を明らかにしていく(図3-3-1)。

Ⅰ期は主屋は切妻屋根をもつ桁行5間の建物で、南側に差掛の屋根をかけ、北側に付属屋をもつ。主屋正面側南端から2間を玄関入口とする。Ⅱ期になると桁行方向北側に2間増築しており、二部屋増やしたとみられる。Ⅲ期になると現在みられる「北棟」が増築されるが、中央切妻屋根の主屋もさらに1間増築されている。Ⅰ期、Ⅱ期の古写真に写る建物およびⅢ期の「北棟」以外の建物はすでに失われているが、これらは駅通として使用された時代の建物で本史跡の本質的価値につながるものであるため、規模や変遷について明らかにしたい。ここでは古写真、痕跡及び現状等との比較検討が可能なⅢ期の姿から考察を開始し、最終的にⅠ期Ⅱ期の規模の検討を行いたい。

表 3-3-1 奥行臼駅通所建造物の変遷

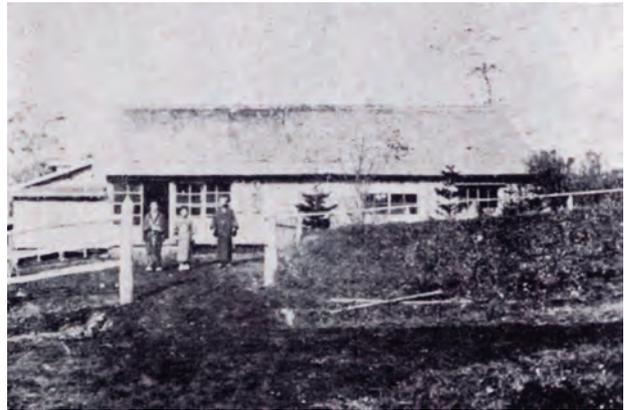
建物形状	用途	西暦	元号	年	月日	出来事	
Ⅰ期	住宅	1903	明治	36		山崎藤次郎、47万坪の土地貸付を受けて奥行臼に単身入地	
	駅通所	1910		43	9.1	山崎藤次郎の駅通取扱人任命が許可される。	
						10.9	奥行臼駅通所の設置と開始が道庁公報で告示
Ⅱ期			大正				
Ⅲ期		1920		9	7月	奥行臼駅通所、2階建て寄棟(「北棟」)を増築する。	
	旅館	1930	昭和	5	6.10	6月7日付北海道庁告示により同月10日をもって奥行臼駅通所廃止。「山ト山崎旅館」として経営が続けられる。	
Ⅳ期		1941		16		山ト山崎旅館(「中央棟」・「南棟」)を大規模に改築	
		1958頃		33頃		「北棟」客室2・3境客室を押し入りに改造、客室3・4窓改造、客室5雨戸戸袋改造	
		1962		37		屋根板金葺替え	
	商店・住宅	1965		40	6.16	山ト山崎旅館廃業、商店兼住宅とする。	
		1982		57	11.18	奥行臼駅通所を町指定文化財に指定する。	
	町指定文化財					12月	旧駅通所建物と土地が町に寄贈される。
		1984		59			修理工事実施(後補壁・天井材撤去、床組補強、屋根塗装、照明器具取付等)
		1985		60			旧奥行臼駅通所一般公開開始 部分修理(客室3柱取替)
			1993	平成	5		部分修理(玄関引き戸取替、床組補強、畳交換) 旧駅通所建物内部をNHKドラマ『エトロフ遙かなり』ロケに使用。
	道指定文化財	1994		6	6.3		「奥行臼駅通」が北海道指定有形文化財に指定される。
		2000		12			屋根鉄板塗装
2005			17			NHK80周年記念ドラマ『ハルとナツ届かなかった手紙』ロケ	
史跡		2011		23	9.21	旧奥行臼駅通所が史跡に指定される。	

I 期 駅通創設期（明治 43 年）



写真は明治 43 年（1910）見真大師 650 回忌を記念して撮影されたもの。前身建物である山崎藤次郎氏住宅前で撮影された。

II 期 創設～「北棟」増築前（大正初期）



大正 10 年創建の「北棟」がまだみえない時期の駅通建物。I 期に比べ 2 間桁行を広げている。門柱右手には藤作氏の出生を記念して植えられた「山藤のマツ」の幼木がみえる。

III 期 「北棟」増築期 ① 駅通時代（大正 10～昭和 5 年）



「北棟」増築後間もなくして撮られたもの。柱葺がきれいに葺き替えられ、下見板はすべて素木である。「前身建物本家棟」には駅通所の看板が掲げられる。

III 期 「北棟」増築期 ② 旅館時代（昭和 5 年～昭和 16 年）



III 期の建物を維持したまま駅通業務を終えた後、旅館とした姿。「北棟」の正面二階南脇間に旅館の看板が掲げられる。外壁は黒ずんでおり、玄関脇の「山藤のマツ」の成長からみると昭和 16 年の増改築に近い頃の姿とみられる。

IV 期 「中央棟」「南棟」増改築期（昭和 16 年～）



前身建物本家棟及び下屋が大規模な増改築を受け現在の「中央棟」・「南棟」の姿となった。「山藤のマツ」がさらに成長した姿がみられるが、新設した「南棟」の玄関正面付近に位置している。

図 3-3-1 古写真にみる駅通所の変遷

## 2. III期（「北棟」増築期）の建物

「北棟」の二階廊下外部面（現状では「中央棟」小屋裏内）には、III期の前身建物本家棟が取付いていた時期の痕跡が残る（図3-3-2）。これらをもとにIII期の前身建物切妻棟の梁間寸法の検討を行う。

同位置には当初の下見板が2枚残され（図3-3-3）、窓枠のほか、鉄板にした際の柱際の欠き込み等から棟木が取りついた位置が想定される。転用垂木の面戸板彫溝痕から従前も現在と同様に5寸勾配であったと考えられるため、ここから桁高を推定すると土台上端から2,443mmとなり、現状より約700mm下がる。正背面の軒



高が同じと考えれば梁間は現状より1間狭くなり4間半であったことが想定される（図3-3-4）。この梁間4間半は昭和6年の規則改正付図「駅逦所建築標準図」に描かれた梁間寸法と合致する。なお、この想定図から考えると桁高が低くなりすぎるため床が現状より低かった可能性がある。現状では「中央棟」から「南棟」にかけて盛土されているが、地山は南へ傾斜して下がっている。このためIII期までは「北棟」周囲より地面が低く、昭和16年の増改築時（IV期）に盛土を行った可能性が高い。

桁行方向は古写真から推測するほかないが、図3-3-5は古写真から消失点を特定し、現存する「北棟」の寸法を基準としてIII期の桁行寸法を検証した図である。玄関は2間の間口を持ち、玄関から北に5間半の規模を有するため桁行全長で7間半の規模となる。「北棟」の寸法との比較から1間は6尺である。「北棟」から1間隔て建つが、ここを基準にして建物の外郭線をプロットすると、III期までの玄関は現在の玄関位置より1間半南側であったことがわかる。これは、II期からIII期にかけて古写真に写る掘建の門柱や現在は切株のみ残る「山藤のマツ」と建物の位置関係を比べてみても明らかで、III期まで玄関の正面延長線上の両脇に門柱が建ち、その北西に山藤のマツが位置するが、IV

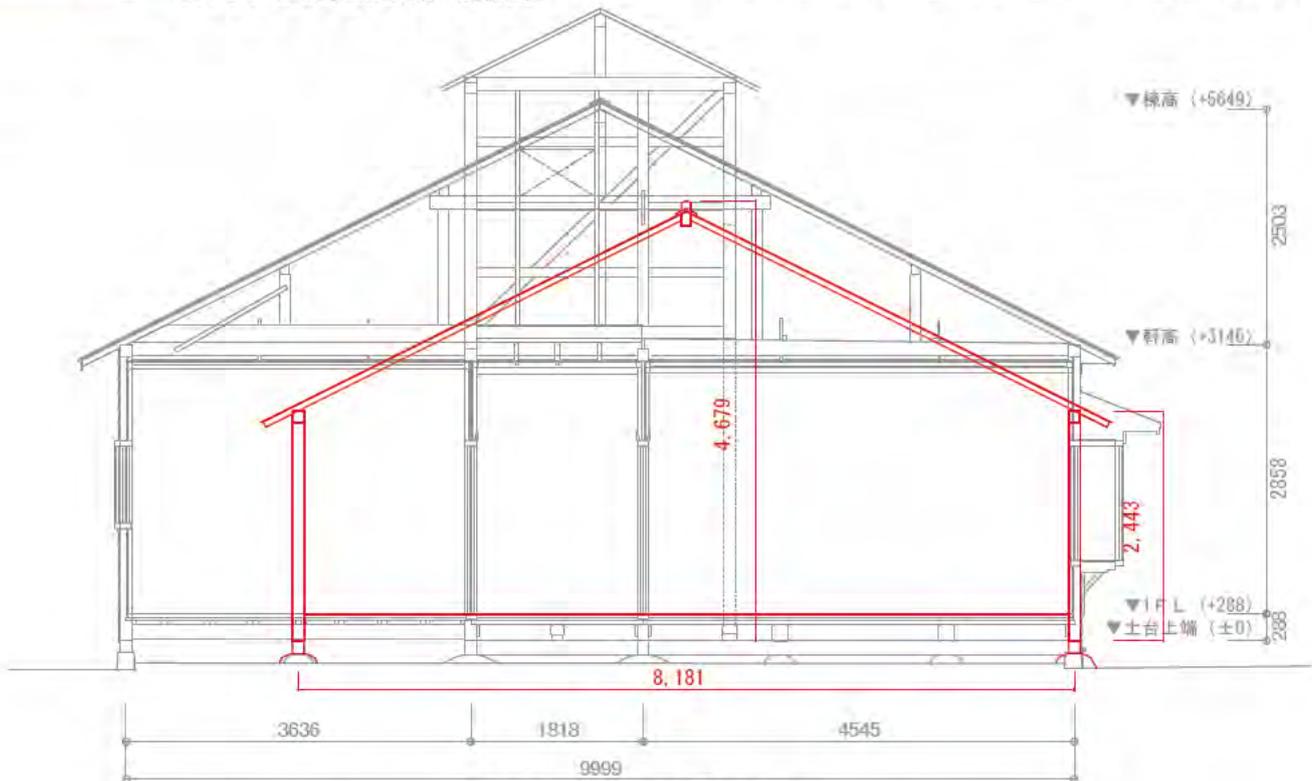


図3-3-4 III期「本家棟」断面想定図  
現状より約700mm棟位置が下がる。桁高も低くなるため床や敷地が現状より低かった可能性もある。

期の建て替え以降は玄関のほぼ正面にマツが立つ姿がみとれる（図3-3-6）。

Ⅲ期の内部間取は図面や部材痕など確定的な根拠に欠けるが、主に関係者からのヒアリングや古写真に写り込んだ内部の様子をもとに考察を進める。まず、正面の玄関から土間がまっすぐ直接居間まで延びており、玄関に張り出すように藤次郎氏が生活していた部屋があったという。図3-3-7にも2間の玄関のガラス戸の内側に北側1間に引違の襖が入っている様子がみえる。図3-3-8には玄関の背面側に煙抜きの煙突がみられ、付近から煤けた土層も見られた。これらのことからここが居間であったことをうかがわせる。正面側は藤次郎氏の部屋を含めて玄関から3部屋が並び、中廊下を挟

iv 旧所有者の山崎アイコ氏、かつて居住していた横井チヨ子氏

んで向かい（西）側は2部屋であったとされる。なお、この中廊下は現在より狭かったという証言から、梁間から考察した結果の半間の廊下となることと合致する。

藤次郎氏の部屋から南側の土間を挟んで向かい側に6畳ほどの居室があり、一度履物を履いて往来する必要があったという。この居室は下屋部分にあったと考えられる。この下屋の規模は建物を南側から写した写真によって概ね判明するが、Ⅲ期になるとこの下屋の背面に物置とされる東西に棟を持つ切妻棟が接続している。

発掘調査時に使用人室近辺で、桶の底板が出土した。桶を便槽として用いたか定かではないが、前身建物の便所遺構の可能性もある。

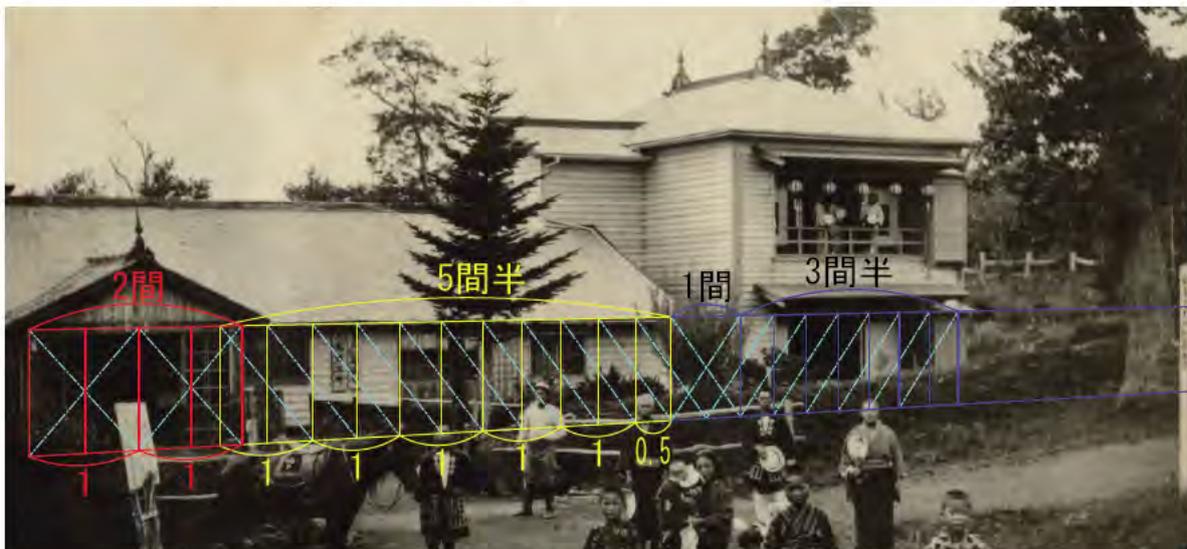


図3-3-5 Ⅲ期主屋の桁行寸法検証図



図3-3-6 Ⅲ期とⅣ期の山藤のマツと玄関位置の比較  
ほぼ正面から撮られた2枚の写真であるが、Ⅳ期の改造時に玄関位置が北へ移動したことがわかる。



図3-3-7 昭和初期の玄関付近  
玄関奥は中央に柱が建ち右側1間に引分障子が入る。その左手は土間が延びている。



図3-3-8 Ⅲ期の建物南面  
前身建物本家の妻面が写り梁間寸法や屋根形状が判明する。玄関背面側に煙突が見え、この付近に台所があったとみられる。

### 3. 昭和16年増改築工事の考察

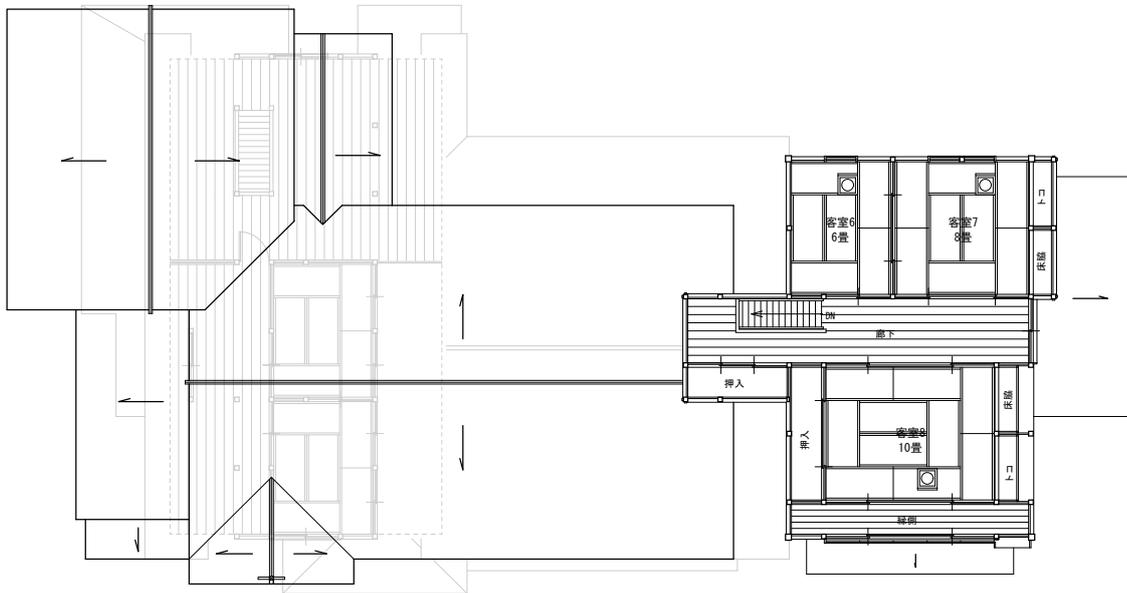
山崎アイ子氏の話では、昭和16年の増改築前後で間取は変わっていない所もあったといい、これまで昭和16年の増改築工事は既存の建物をベースとした「南棟」二階部や「中央棟」と「北棟」との接続部の増築程度の工事とみられていた。しかしながら、礎石の状況や建物配置の状況から判断するとその程度の工事では説明がつかず「中央棟」・「南棟」は一度解体を受け、

土工事・基礎工事から施工された大規模な工事であったことが想定される。

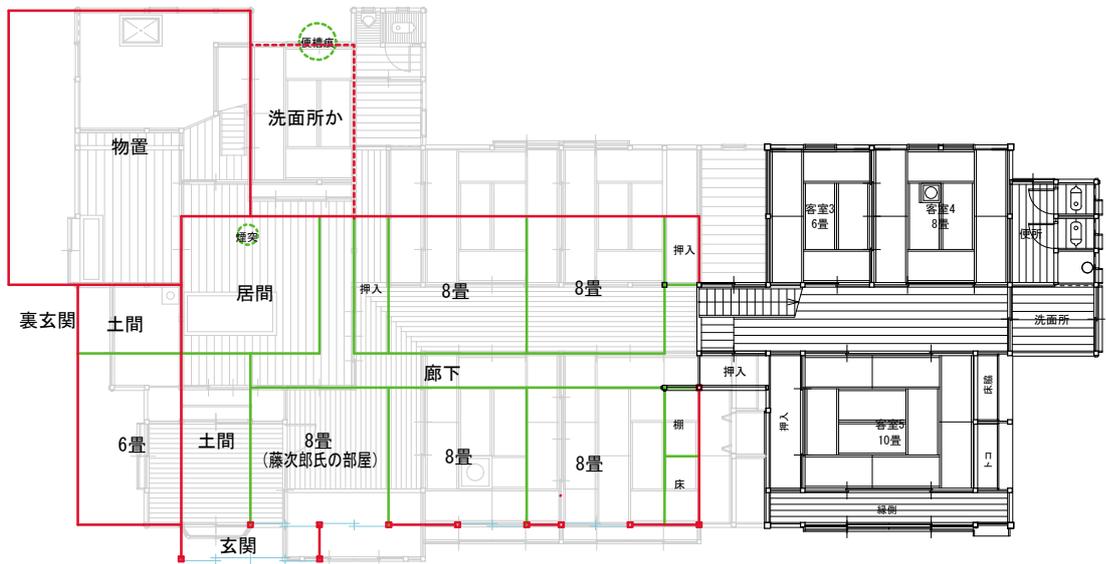
復原想定図を現況平面図に重ねてみると「前身建物本家棟」が全体的に約1間現在より南側にずれて位置していることが明らかである。遺構図との重ね図をみても、一見して現状と前身建物の平面が合致していない。昭和16年の増改築時に大きな平面計画の変更があった印象を受けるが、一方で現状の礎石には遊んでいる自然石の礎石がなく、前身建物の礎石と明確に言えるものがなかった。

これは、先述した前身建物の断面形状でも考察したように、昭和16年の増改築時に敷地や床レベルを上げたと考えれば、礎石をすべて据え直したとも考えられる。その要因として、敷地が北から南に傾斜しており、「北棟」を増築した大正9年時には大規模な切土をしたとは考えにくく、「前身建物本家棟」と「北棟」は敷地形状に即したレベル差があったと推察されるが、現状でも北から南へ雪解け水が床下を流れる敷地であるように、当時も南側は水が廻りやすく、土壌の流出や木部の腐朽が多かったとみられる。そのため、増改築にあたり水の浸入を少しでも減らすため敷地南側は盛土を行い「北棟」のレベルに合わせたと考えられる。一方、礎石としている自然石玉石は、別海町周辺では採取できないもので、遠方から運びこまれたものである。当地では貴重なものであり、礎石を放置したとは考えにくく、解体時に礎石を取り上げ、盛土を行ったのち再度据え直したと考えれば、前身建物の礎石が判然としない点も理解できる。

昭和16年の工事の特徴として、正面以外の内向きの部屋の建具材や、床下及び小屋裏を構成する野物材にはほぼすべて転用材が用いられており、さらには前身建物の解体の際には小屋の垂木、野地板、桎葺はそれぞれ取り外さず、大バラシとした状態で再度打ち付けられているなど、部材を極力再用することで新規補足材料の抑制を図ったとみられる。「北棟」と「前身建物本家棟」の間にあった1間を詰めているが、結果的に前身建物の全体の規模を概ね維持したままスライドさせた形となる。このように大きく規模を変えない計画であったと考えれば、大規模な増改築工事の割にヒアリングにあったように内部の変化がそれほど大きくなかったのかもしれない。



2階平面図兼屋根伏図



1階平面図



図 3-3-9 III期建物推定復原図

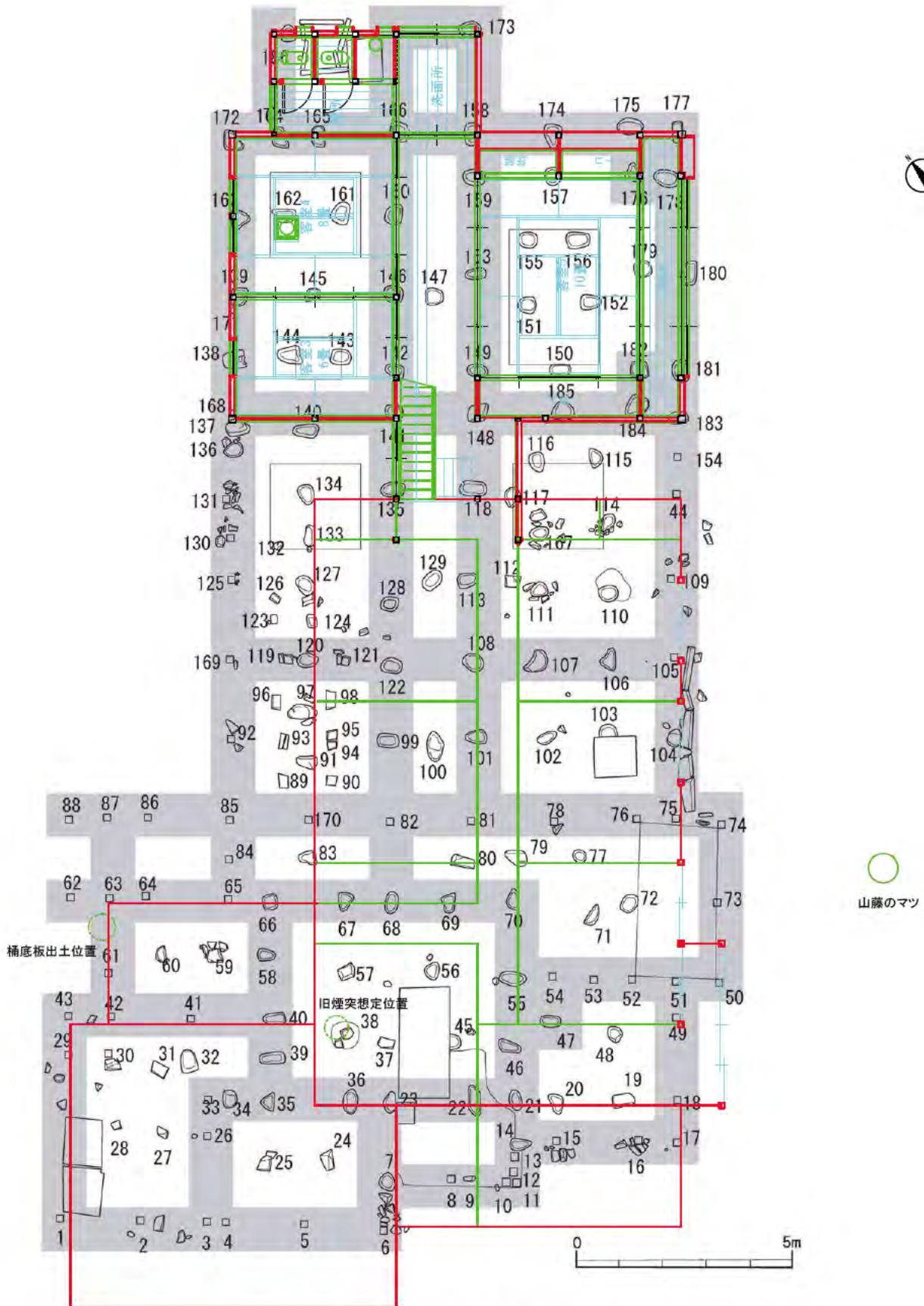


図 3-3-10 Ⅲ期建物推定平面図と遺構重ね図（グレー着色部は発掘調査範囲）

#### 4. I期・II期の建物

III期の建物規模が概ね明らかとなったが、III期はI期・II期の姿を残しつつ増改築したものである。I期は主屋は切妻屋根をもつ桁行5間の建物で、南側に差掛の屋根をかけ、北側に付属屋をもつ。主屋正面側南端から2間を玄関入口とする。II期になると桁行方向北側に2間増築しており、二部屋増やしたとみられ

る。古写真からの正面側の情報に限られるが、玄関から北側に続く正面の柱間装置は若干の変更がみられるが、内部の間仕切や背面に付属した便所の位置などは判然としないが、I期の北側の付属屋が便所であったと考えると、II期で北側に客室を増築した際に西側に便所を移設したと考えられる。

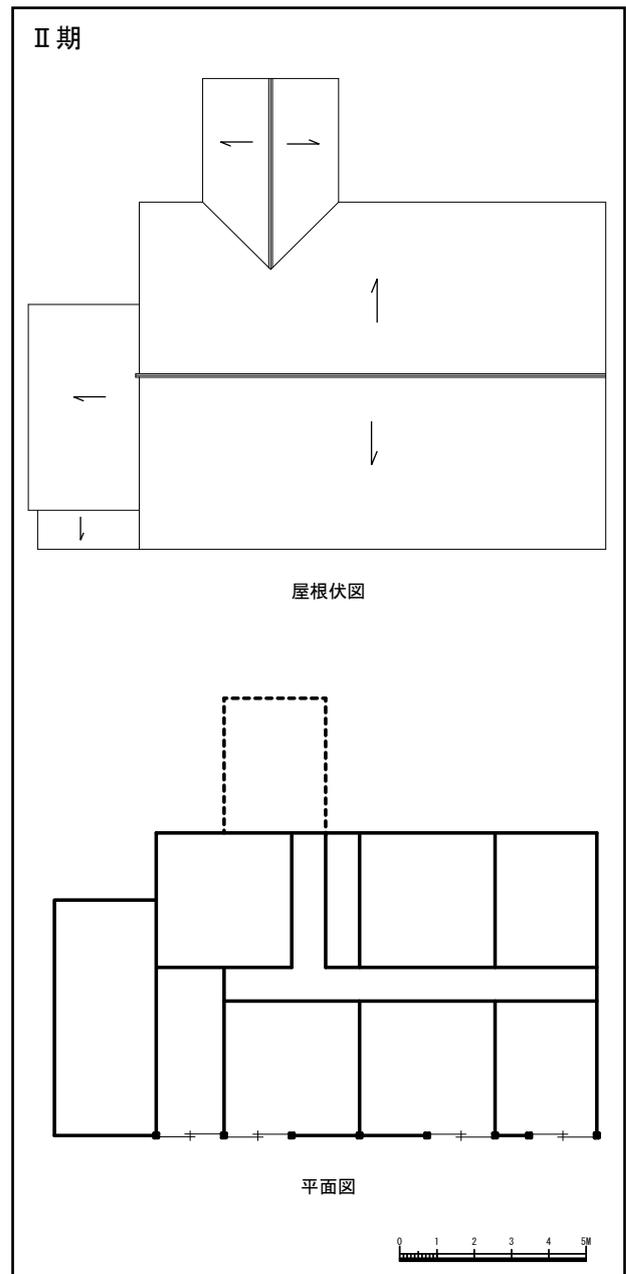
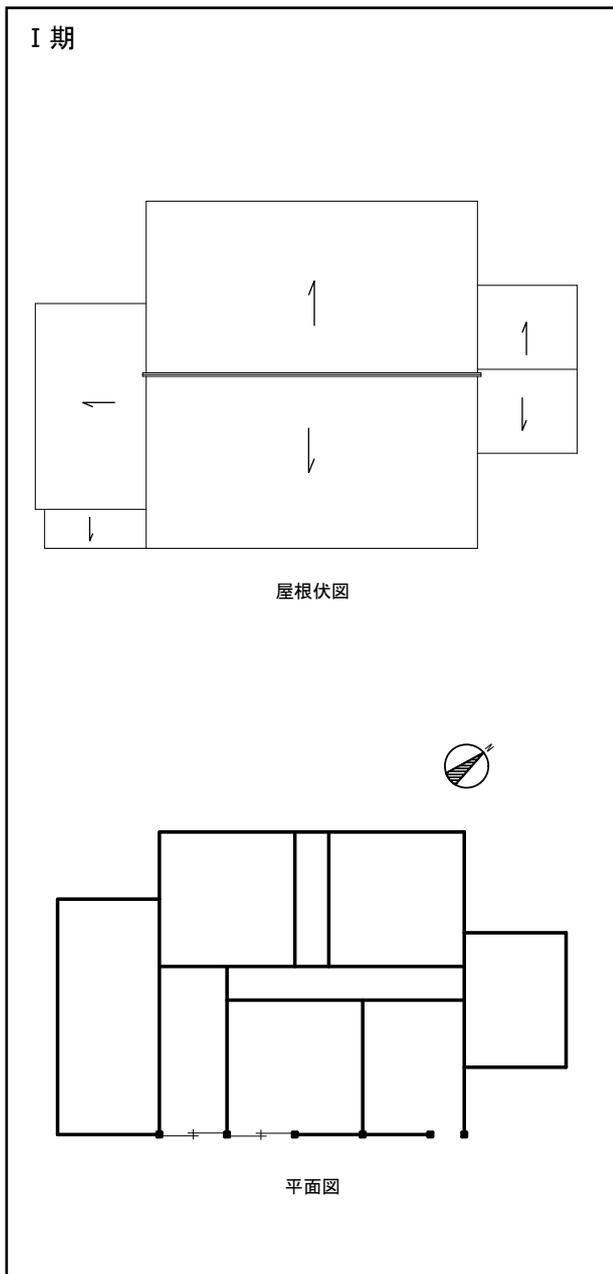


図 3-4-1 I・II期建物復原推定図

5. 後世の改造等の扱い（建造物の現状変更以外）

後世の改造のうち、今回工事において現状を変更した箇所については、「第4章 建造物の現状変更」にその内容を記した。ここでは、改造が確認された部位のうち、現状を維持した箇所及び軽微な変更箇所について記す。

(1) 客室7のトコ・床脇の増改築

客室7の北面はトコ及び床脇が付くが、北西角柱に取りつく長押は継がれた痕跡があるほか、北西角柱、北東角柱の対面となる柱側面には痕跡を隠す薄板が取付られるなど改造痕がみられた。打ち付けられた薄板を取外したところ貫穴と貫の部屋内側に板溝がある外壁の痕跡があった。貫穴には切断された貫が残っていたほか、柱の外部には下見板を打った釘跡が残っていたことから、一度外壁としてからトコ・床脇を設けたことが明らかである。なお、床柱は痕跡等を持たず取替えられている。これらの増改築は施工状況から外壁を施工し、内部は長押も廻し、「北棟」便所下屋の葺葺屋根も葺き上げた状況で行われている。

ただし、以下の3点の状況から、このトコ・床脇を増築した時期は工事中の計画変更の可能性が極めて高い。

ひとつめは「北棟」では客室7及び客室6に限って壁紙の下貼りに新聞紙を用いているが、トコ・床脇の下地に用いられていた新聞紙は室内の壁面に貼られていた新聞紙と一連のもので竣工時とみられる大正10年3月の日付で2週間程度の範囲に収まるものであった。棟札にある大正9年7月は上棟日と考えられ、酷寒期を避け3月末に壁紙の仕上げを行ったと考えれば日付は矛盾しない。後年に同時期の新聞紙のみを使用して施工したとは考えにくい。次に、壁の痕跡を隠した薄板は頭をつぶして脳天打ちされるが、これは客室6・7の当初の儉鈍窓の額縁板の取付と同じ仕事である。3点目は客室7内で使用されている帆船型の釘隠しに仕様の違いや打ち替えが見られない点である。北面を壁とした場合は現状より1箇所少なくなるが、トコ周りの釘隠しと部屋に付けられた釘隠しは同じであり打ち替えの形跡もないことから、これらは同時期に取り付けられた可能性が高い。

以上のことより工事期間中の計画変更があった可能性が高いと考えられるため、現状を存置する方針とした。

i 張り出したトコ・床脇の下にある下屋の葺葺は現状では手の入らない壁際まで葺き上げられており、屋根が先行していたことがわかる。



トコ長押の継木（北西角柱）

薄板撤去後に現れた壁痕跡（北東角柱）



客室7床脇に貼られた新聞紙



同上部分（大正10年3月18日 朝日新聞 夕刊）

(2) 客室1の窓形状

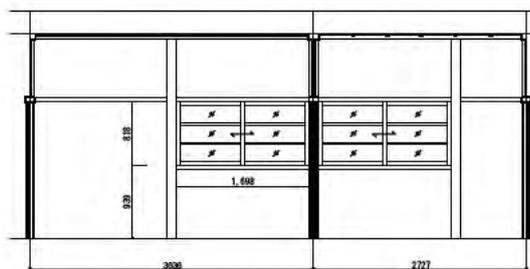
現状では客室1の西面には内法高さ1,180mmの出窓付き窓が付く。柱には化粧ペニヤを張付け痕跡を隠していたが、解体調査の結果、柱には現状より高い位置に中敷居痕があり、当初は内法が827mmの一重窓であった。当初形式でしばらく使われた形跡があり風食差がみられた。柱を挟んで並列する客室2の窓は当初形状を維持しており、当初は客室1と客室2の西面には同型の窓が並んでいた。これらの改造時期は改造部周辺に貼られた新聞紙から昭和33年頃とみられる。今回これら中古の改造は「中央棟」が旅館や住居として使用されてきた変遷を示すものであり、本史跡の価値に影響を与えるものではないと判断し、現状を存置した。



客室1、2境の柱の痕跡



現状



客室1 客室2  
当初(昭和16年)

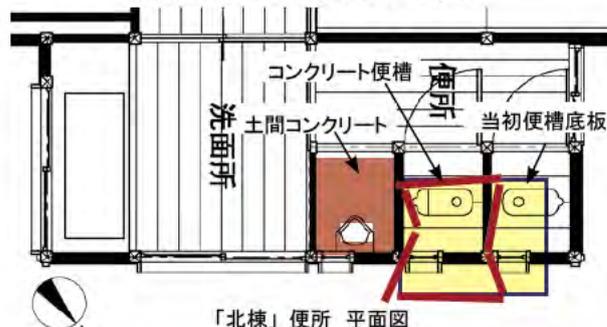
客室1、客室2西面窓形状の比較

(3) 「北棟」コンクリート製便槽の撤去

「北棟」便所の大便器下には無筋コンクリート製の便槽が据えられており、土圧を受けて壁面が折損している。便槽は2基ある大便器のうち東側にのみ設置されている。発掘調査の結果、コンクリート便槽の下から木製の当初便槽の板枠が発見され、コンクリート製の便槽が後設であることが明らかとなった。当初の便槽は両方のブースにまたがる大きさであった。このためコンクリート製便槽は撤去し、便槽板枠は地中に存置して保存を図った。当位置には新設する基礎を廻さず埋め戻す方針とし、併せて小便器土間に打たれたコンクリート製土間も仕上げた床板の上に打設されていたことから撤去し、床板を現わした。



「北棟」便所 土台とコンクリート便槽



「北棟」便所 平面図



「北棟」便槽発掘状況

i 昭和59年の写真には西側大便用ブースのドアに使用禁止の貼紙があり、使用頻度の関係から一つにしたとみられる。

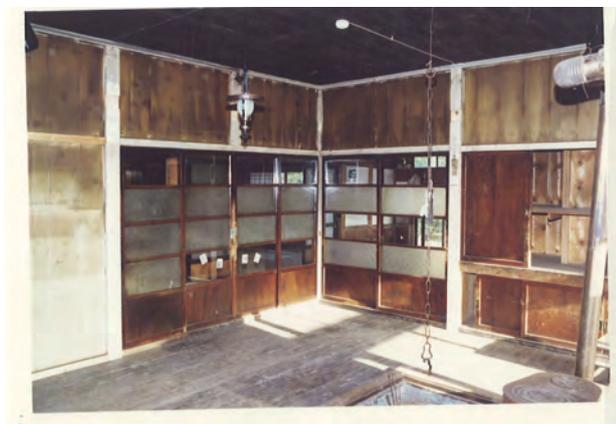
#### (4) 居間台所壁の塗料の除去

居間及び台所の壁には黒色の塗料が塗られているが、これらは平成5年に駅通所を舞台としたドラマが撮影された際に塗られたものである。従前はクリーム色の油性ペイントが塗られており、ヒアリングによれば昭和30年代に煤けた壁や天井を嫌って、家族で白いペンキを塗ったとされる。昭和59年の工事写真には壁面が煤けた様子が見て取れる。白色塗装は居間と台所の壁と台所の天井に塗られた。居間の天井は塗られておらず、現状で黒色であるがこれは煤によるものであった。

保存修理の方針では「南棟」では維持修理を原則とするが、ドラマ撮影による塗装は、近年施された姑息的改変と判断し、黒色の塗料を除去してドラマロケ以前の姿に復旧する方針とした。



現状



黒色塗装以前（昭和59年）

#### (5) 玄関引戸当初材の再用

玄関の4枚建て引分硝子戸は昭和59年の公開に向けた修理工事の際に取り換えられている。

今回工事中に、この工事の際に取替えられた当初（昭和16年）の建具が旧村営軌道風蓮線奥行白停留所内に存置されていたことが判明した。前回修理では硝子と引手は再利用しており、木部及び戸車、錠を更新して取替えている。腰板や框の木部の加工は当初材の形状をおおよそ踏襲しているものの、面の有無や細部の加工に差異がみられる。遺存していた当初建具を調査した結果、下棧に腐朽や破損がみられるものの、縦框の脚部の繕いと下棧の取替による修理が可能と判断し今回修理で再用する方針とした。



現状建具（昭和59年）上：正面、下；背面



遺存建具（昭和16年）上：正面、下；背面

## 第4節 技法調査

### 1. 平面計画

平面は「南棟」、「中央棟」、「北棟」とも尺単位を基準として計画されている。

「北棟」では基本となる120mm角の柱芯を通り芯とし、四隅の160mm角の通し柱は偏心して内側を他の柱と面揃えとして土台に据える。二階とも全長が梁間21尺(3間半)、桁行33尺(5間半)である。桁行の中央に6尺(1間)の廊下を設け、正面を15尺(2間半)、背面を12尺(2間)に分ける。二階中央廊下は半間の押入とともに南に9尺(1間半)張り出す。北側に梁間7.5尺(1.25間)、桁行15尺(2間半)の下屋が付く。

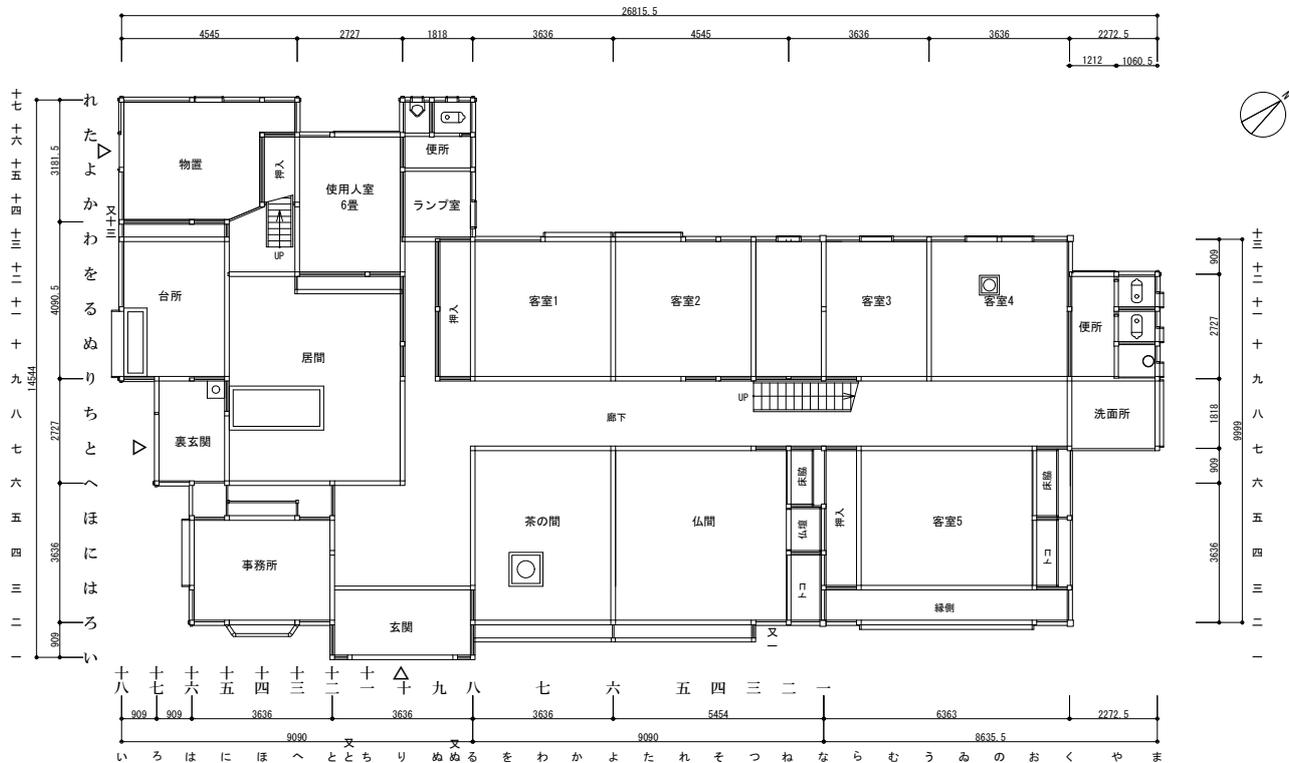
「中央棟」は梁間33尺(5間半)、桁行21尺(3間半)である。梁間の中央に「北棟」から延びる6尺(1間)の廊下を設け、正面を15尺(2間半)、背面を12尺(2間)に分ける。

「南棟」は平面が雁行する不整形な形状となるが、二階床梁レベルでは梁間24尺(4間)、桁行42尺(7間)の整形となり、一階はこれに差掛小屋を造り床を広げて張り出している。

「南棟」と「中央棟」では、原則として尺単位で柱が配置されているものの、「南棟」の背面にあたる物置や使用人室廻では、同一柱間の土台の墨と梁間の墨の寸法が一致しないなど、1寸前後の誤差があった。創建時から土台が矩手に据えられておらず、柱も垂直ではなくきれいに納まっていなかったとみられる。一因として、土台は建物正面側以外の見え隠れや背面側にはいずれも転用材が用いられていたことに関して、既存の継手や仕口を使用する際に若干の誤差を許容しながら



写3-5-1 「南棟」物置転用土台同士の継手位置のずれ



ゴシック：今回解体番付  
明朝：昭和16年組立番付

図3-5-1 平面計画寸法と番付（解体番付と「中央棟」・「南棟」の昭和16年組立番付）

ら組立てたため、寸法違いが生じたと考えられる。今回の保存修理工事において取替土台の長さで調整し誤差を吸収した。

## 2. 矩計計画

「北棟」では、土台上端から一階敷居上端まで1尺(303mm)、二階床梁まで11尺3寸(3424mm)、軒高さ20尺6寸(6242mm)となる。屋根は5寸勾配とし、棟高を26尺5寸とする。一階二階とも敷居天から鴨居下端の内法寸法を5尺8寸(1757mm)とする。一階は各客室とも天井高さを9尺(2727mm)とし、縁側及び廊下は板張りとし客室より2寸(60.6mm)下げ、それぞれ天井高さを9尺2寸(2788mm)、9尺8寸(2969mm)とする。二階は各客室の天井高さを8尺3寸(2515mm)とし、縁側及び廊下は板張りとして客室より2寸下げ、いずれも天井高を8尺5寸(2576mm)とする。

## 3. 番付

大正10年創建時の「北棟」の番付と昭和16年増改築時の「南棟」・「中央棟」の番付がみられた。「南棟」・「中央棟」の野物材は転用材で旧番付を研って書かれていた。

「北棟」の土台は防腐剤の塗装により番付が判然としなかったが、柱及び足固め(未解体)に番付墨書があった。桁行梁間の両方向ともに漢数字の番付を振る。北西角の柱を基準(壺の壺)として前者を梁間(南北)方向、後者を桁行(東西)方向とする。たとえば「弐の四」は北西角から南に2本目、東に4本目の柱位置の番付を示す。

なお、番付から客室5の南北の足固めが入れ替えて取り付けられていたことが判明した。客室5の西側と東側の足固めには部屋内側に使われた形跡のない根太彫りが施されていたが、これらは本来部屋の外側にむけた廊下と縁側の根太彫りで、この足固めの取付間違いに起因するものであった。

「北棟」の小屋(未解体)は小屋束に書かれた番付から北西角の小屋束を「いの一」とし、母屋・棟桁通りを「いろは」の順に、小屋梁を漢数字を順に配する組合せ番付であった。「いの四」の位置の小屋束に「はの五」と書かれた番付が付されており、これのみ符合していない。

「南棟」・「中央棟」は一連で番付が振られる。土台

から柱、小屋組まで共通した番付が用いられる。南北方向は「南棟」の玄関正面を「い」通りとして西(奥)側へ向けて3尺(半間)ごとに「いろは」の番付を、東西方向は「北棟」と「中央棟」が取り合う通りを「壺」通りとして南へ向けて主要な柱位置に漢数字の番付を付す組合せ番付であった。

なお、今回工事における解体番付は「北棟」から「南棟」までを通して半間ごとに番付を振り、南東角を「いの一」とし南北方向をいろは、東西方向を漢数字とした組合せ番付とした。

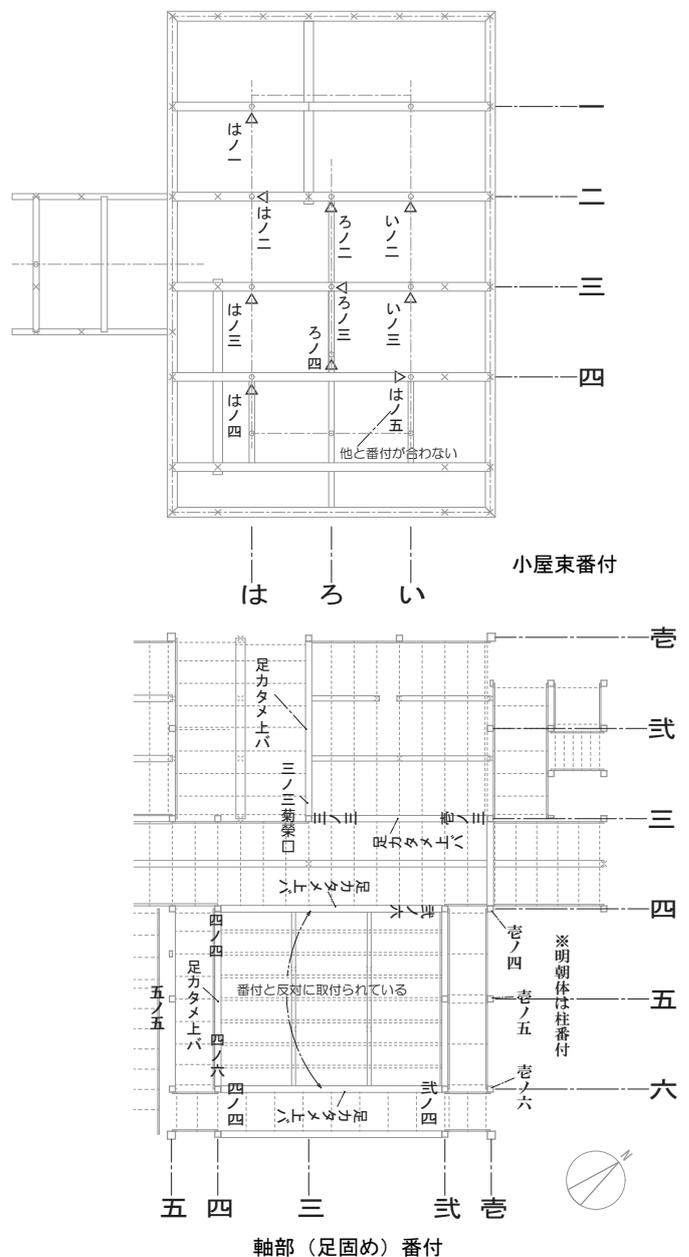


図3-5-2 「北棟」の大正9年組立番付

#### 4. 基礎

基礎の種類は、自然石玉石、切石、コンクリート独立基礎、コンクリートブロックの4種類が確認された。

「北棟」では礎石・束石とも自然石玉石を据える。「北棟」の北東隅部のみ切石礎石が据えられていたが、発掘調査の結果、自然石玉石が埋没したのちに差し込まれたものであった。外周部や「北棟」便所では礎石の不陸が著しく、調査の結果地中に埋没した礎石がみられたが、「北棟」便所の北東隅部では地中においても礎石を確認できなかった。流し部分を増築した際に礎石を設けなかったためとみられる。

「中央棟」、「南棟」では外周部をコンクリート独立基礎とし、内部の礎石、束石には自然石玉石を据える。自然石玉石は、別海町内では採取できないもので、別海町外から運んだものである。自然石玉石は昭和16年になると束石など外部から見えない床下などに使用される。正面を中心に主要な基礎はコンクリート製の独立基礎となるが、大正9年築の「北棟」には用いられて



写 3-5-2 自然石基礎地業



写 3-5-3 コンクリート独立基礎地業 (L=70 cm)  
型枠の剥離に用いたセメント袋の文字が転写されている。

おらず昭和16年の増改築で本格的に採用された。同コンクリート基礎には2種類存在しており、面を取っているもの (L=500 mm) と面を取らないもの (L=700 mm) があり、面取りがあるコンクリート基礎は数は少ないが (正面に6ヶ所)、奥行白駒通馬小屋 (創建年不詳) の基礎に用いられたものと同種であり前身建物のうち昭和初期頃の増築部に用いられていた可能性もある。昭和16年の増改築には入手しやすさ、見栄え、施工性の向上、構造的な安定性などから積極的にコンクリート基礎が用いられたとみられる。コンクリート独立基礎は型枠内側に剥離用にセメント袋を用いられており、コンクリートに文字が転写されて残っていた。

#### 5. 軸部 (「北棟」は土台、床組以外未解体)

##### (1) 土台

「北棟」はミズナラ 180 mm 角、最長で約 6.5 m の材を使用していた。仕上は斧斫りでクレオソートとみられる黒色塗料が塗られる。礎石当たりは下端を削るがひかり付けまでは行っておらず、礎石との間に同材の飼物を入れてレベルを調整していた。土台同士の接合は、隅は襟輪柄差、継手は金輪継、仕口は腰掛蟻としていた。

「中央棟」、「南棟」は正面、南面の見え掛かり面以外には転用材が用いられていた。転用材も含めすべて部材はミズナラで 105 mm 角程度とし、外周部はすべてコンクリート製独立基礎に載る。斧仕上げの他、帯鋸仕上げとする。転用材には使われていない柱当りに防腐剤が塗られていないものがあり、前身建物にも防腐剤を塗っていたことがわかる。一部の土台は少なくとも2回転用された形跡があった。



写 3-5-4 「北棟」土台下の飼物

## (2) 床組

荒床は当初材後補材ともすべて突付で張る。一階では使用人室を除き、近年の床組補修の際に荒床板も解体を受けていた。「中央棟」「北棟」とも廊下の西側を中心に部材を更新していた。当初材は「北棟」の客室3及び5では、幅240mm内外、厚18mmで帯鋸で製材されている。「中央棟」の仏間、茶の間及び客室1では古材は巾230mm～280mmをとり、厚18mmとなる。「南棟」の使用人室では、幅や長さの異なる板が混在しており、欠き込みを持つ材や大鋸で挽いた材も見られるなど転用されたものが多くあった。

根太は使用人室以外は根太がすべて更新されるかもしくは古材脇に補足材を添え補強していた。いずれも1尺5寸(455mm)間隔で、50～55mm角のエゾマツ・トドマツ材を使用していた。昭和56年に入れられた後補材は45mm×60mmであった。根太の端部は、「南棟」・「中央棟」とも根太掛けに載せている。「北棟」は足固めに根太彫を入れ、大入とし釘打ちする。なお、客室5の東西の足固めには釘痕や圧痕、擦痕などの使用された形跡がなく彫り痕のきれいな根太彫が施されていたが、これは部材の取付間違いによるものであったことが番付調査によって判明した(本節「3.番付」参照)。このため、根太の向きは当初から現在と同じ南北方向に架けられていた。

また、根太は2間物(3.6m)を切り使いしたとみられ、4.5mスパンの仏間では西(廊下側)から半間(0.9m)に、同じく茶の間では東(外側)から半間の位置にそれぞれ大引を置いて継いでいる。



写3-5-5 客室5の足固め

## (3) 柱

樹種は各棟ともエゾマツ及びトドマツが主に使用され

る。このほか「北棟」の床柱はニレ属のハルニレ、「中央棟」仏間の床柱にはエンジュの丸彫りの柱が用いられる。「南棟」二階にはケヤマハンノキとみられるハンノキ属の柱が多用されるが、これらはいずれも転用材である。

標準寸法は115mmから118mm角で土台に平柄差とする。外部に化粧として現れる「北棟」の四隅は160mm角の通し柱で土台側面に鬘太延ばしとして礎石建ちにみせる。「北棟」ではこのほか廊下両脇の北端と南端から1間目の柱を通し柱とする。南端の柱は創建期には通し柱としていたが、昭和16年の「中央棟」改造時に二階床梁下で切断されている。

## (4) 貫

「中央棟」・「南棟」は地貫、胴貫2本、内法貫、天井貫の5本からなり、天井貫のみ45mm×20mmとし、その他は115mm×20mm。「エゾマツ・トドマツ 小幅板 貳等 並 十二尺 七分・三寸五分 七入 根室高島製材所」の刻印がある。

「北棟」は一階は5本、二階は4本の貫で固める。いずれも115mm×20mmとする。

## (5) 桁

桁はトドマツ・エゾマツを用いる。「北棟」は軒桁は200mm×160mm金輪で継ぐ。「中央棟」は正面軒桁は120mm×180mmで継手は鎌継とし、「北棟」隅柱に柄差で取付く。背面軒桁は120mm×135mmで継手は顎掛相欠継(追掛け大栓継と同形で込栓を打たない)とし、桁には垂木彫を施す。「南棟」では柱間と応力に応じて丈130mm～250mmの胴差を傾ぎ大入で入れ、荷重の少ない下屋や半間のスパンには根太掛けのみとする。桁は115mm×130mmで継手は顎掛相欠継とする。

## 6. 軒廻り

「北棟」の主屋には化粧軒天井が張られる。隅は放射状に板を配る。「中央棟」は正面側は化粧軒天井とし背面側は垂木現わしとし、鼻隠板をつける。「南棟」は正面及び南面及び玄関、裏玄関は化粧軒天井としその他は化粧垂木を現わし鼻隠板をつける。

## 7. 小屋組(「北棟」は未解体)

「北棟」では客室6・7境、客室8の押入境に頭繋ぎ190mm×165mmを入れる。客室8梁間に小屋梁を5通り架け渡し桁に兜蟻とする。西側から2本の小屋梁

は頭繋ぎ上部で雇い鎌で継がれる。小屋束位置に梁がない位置には110mm×90mmの束踏みを腰掛蟻で入れる。母屋は140mm×130mm、棟木は140mm角となる。四右は60mm×130mm、野垂木は50mm角@455mm。小屋貫は用いていない。

「中央棟」・「南棟」の小屋部材は転用材が多数用いられる。「中央棟」廊下両側の柱上部を繋ぐ敷梁は115mm×185mmで小屋梁は1間毎に125mm×180mm前後の材を架けるが、3間間となる仏間上部のみ小屋梁は1間半毎の配置となる。桁への仕口はいずれも兜蟻とする。小屋束を立て二重梁は115mm×140mmで母屋は二重に置き、それぞれ100mm×115mm、継手は蟻継とし小返しを付ける。棟木は100mm×115mmとし垂木彫があるが使われておらず、垂木は拝みに釘打ちで止める。垂木は60mm角で@455mmとし、拝みから一定の範囲では前身建物の垂木がそのまま使われる。先端は殺継合決継に加工されるが、多くは添木で継木されている。

## 8. 造作（「北棟」は床板以外未解体）

### (1) 床板

床板はトドマツ。「南棟」「中央棟」では玄関、廊下、事務所は幅130mm、厚24mmとし板傍は本実接ぎ、小口は突付とし、隠釘打ちとし、捨張はない。事務所の部材裏面に「<○の中に国>トドマツ板 一等小節 十二尺 厚八分 幅五寸

四入 根室高島木工場」の商標が印字される。居間・台所はそれぞれ幅200mm、220mm、厚18mmとし、板傍は合決とし脳天から釘打ちで止め



写3-5-6 「南棟」玄関前廊下床板

る。厚7mmの捨板（幅200mm前後）を張る。裏面に「高島製材所」の商標が印字された材がある。

「北棟」は一階・二階の廊下及び洗面所・便所は幅216mm、縁側は161mmとし、いずれも厚24mm、板傍は合決で脳天打ちとし、捨張はない。



写3-5-7 天井板の印字  
左：事務所、右：廊下

### (2) 天井

「北棟」居室はすべて竿縁天井とし天井板は厚7.5mmのマツ板で、廊下側に羽重を向けている。

「中央棟」・「南棟」は玄関及び事務室を格天井とし、ケヤキ杓目の化粧合板を市松に張る。合板は3枚重ねで化粧面にはニス塗装を施す。天井板裏面には「路場 北海ベニヤ販売店口」の印字がみられた。居間、台所は鏡板天井とする。廊下、客室1・2、仏間、茶の間は棹縁天井でスギ化粧合板3枚重ねとする。裏面に「杉板 上小節貳等 厚二、三分 幅四寸 長六尺 三十五枚入 山内製材所製」の印字がある。

### (3) トコ・床脇

「北棟」には客室5・客室7・客室8にトコ・床脇が付く。外側にトコが付き、廊下側が床脇となる。床脇の床構えはいずれも違い棚と天袋をつける。

床柱はニレ属ハルニレで、吊束はキハダ、天袋地板、違い棚及び筆返はハリギリ（セン）である。

仏間の座敷構えは中央に半間の仏壇を置き、向かって右側1間をトコ、左側1間を床脇とする。床柱はエンジュ前彫の彫刻柱である。地板は1400mm×600mmのケヤキの合板、天袋地板はトチノキ。棚板及び筆返は唐木に見せるが、黒い筋は塗装されたものでいずれも樹種はカツラであった。



写3-5-8 仏間床脇違い棚（上：上段 下：下段）と筆返背面（右上）樹種はカツラであったが表面に黒い筋をいれた唐木風の木目を描いている。

## 9. 屋根

### (1) 鉄板葺

現状の屋根は「中央棟」と「北棟」では葺葺の上にアスファルトフェルトを敷き鉄板葺きとする。「南棟」では葺葺の上に直接鉄板葺きとする。屋根は現状では灰色に塗装されるが下には青系色の塗装があり、昭和56年の写真には青色の屋根の姿が写る。

現状の鉄板葺は、解体時にアスファルトフェルト下から発見された不良品通信カード（三星印ルーフィング製造元 タジマ應用化工 K.K.）に、「製造年月日昭和37年12月20日」とあったことから、これ以降に葺き直されたものである。現状の鉄板はいずれも裏面まで塗装されており、「<鳩マーク> レヂノカラー GL た（途中不明）GC 玉 CGLCCR 035 0.35MM ヤネ」、「<鳩マーク> <JISマーク> RESINO F1041 KGC 玉 CGCR 37 0.35mm ヤネ」の印字が確認された。「南棟」台所上部の屋根鉄板は裏面に地金の色が残るなど比較的古い材とみられたが裏に「0.27mm <月星印> 244 g / m<sup>2</sup> K-2 <JISマーク> SP □ - □ 1 □は判読不能」の印字があり、JIS マーク制定が昭和24年の工業標準化法制定以降であることから、創建時のものではない。「南棟」と「中央棟」の取合い部となる谷周囲や「中央棟」の葺葺腐朽部の補修用に、片面が地金の色で片面が赤く塗られた亜鉛鍍鉄板の古材が使われていた。ヒアリングでは従前屋根は赤っぽい色であったと言われ、赤色に塗られた遺存材がこの屋根材とみられる。ただし、昭和16年の古写真には亜鉛鍍鉄板の地色がそのまま写っていることから、後年に塗られたものであることが明らかで、「中央棟」の葺葺下地に赤色塗料が付着していたことやこはぜ部分にまで塗料が塗られていないことから、鉄板が葺かれた状態で塗装されている。



写3-5-9 通信カード

ルーフィングに残されていた不良品や意見等を記入して業者に送付するカード。昭和37年12月20日の製造日が記載される。



写3-5-10 「南棟」谷に転用されていた旧亜鉛鍍鉄板



写3-5-11 左：片面が赤く塗られる 右：葺葺に付着した赤い塗料

### (2) 葺葺

#### ①概要

各棟で葺葺の使用状況や遺存状況に違いがみられた。「北棟」は当初の葺葺が鉄板の下にそのまま残されており、「中央棟」では前身建物の葺葺が転用されながら使われてきた形跡がみられた。「南棟」は創建時から下地葺として葺かれていたものであった。この建物において「葺葺」と呼称される仕様には下地葺、仕上葺の2種類が使われていた。

#### ②北棟

「北棟」屋根の鉄板下には大正9年（1920）に「北棟」を増築した際の葺葺が遺っていた。葺葺足45mm長さ300mm、マツ板厚2～3mmの手割板。釘は鉄釘。隅棟は平葺きの上に平部と同じ葺葺板を被せて葺き重ねる。棟は障泥板を付けた痕跡と両端部には棟飾りの葺葺手が載った台の痕跡がある。昭和15年（1940）頃の古写真にはすでに鉄板を被せている様子が写ることから、風雨にさらされたのは20年に満たないとみられるが葺葺板は風食が激しい。「北棟」の葺葺板には転用材が用いられたり葺き直された形跡はない。

#### ③中央棟

「中央棟」にも同様に鉄板下に葺葺が残っていた。



写 3-5-12 「北棟」 鉄板下に遺存していた桁葺



写 3-5-13 「北棟」 鉄板下に遺存していた桁葺



写 3-5-14 「南棟」 下葺とした桁葺



写 3-5-15 「南棟」 野地板  
平には丸太挽の板を並べ、蝿羽には整形した板を突付で並べる。

「中央棟」の桁葺部材の特徴として煤けた材が多くみられたが、重なり部分や上面（鉄板側）までも煤けた材もあり、上下、表裏と何度か転用された形跡があった。ただし、昭和 16 年の増改築工事で張られた桁板は煤けていないため、煤けのある材は同工事より前の材料といえる。なお、昭和 16 年の工事では「中央棟」は全体的に基礎工事がなされ、屋根の高さも上がるなど解体を伴う工事がなされたと考えられるが、昭和 16 年の解体時には垂木から上を個別に解体せず大きな塊として取り外し（大バラシ）、組立時にその塊を取り付け周囲を補足した様子がかうかえる。一定の範囲の垂木には面戸彫りの位置や軒桁や母屋に打ち付けていた釘位置が揃っていた。古い桁葺きは葺足 45 mm 長さ 300 mm のマツ板で、補足された新しい桁葺きは葺足 55 mm 長さ 270 mm でマツ板厚 2 ~ 3 mm の手割板。昭和 16 年の桁板には「報国桁」の印字があった。



写 3-5-16 桁板の印字  
<報国桁> (昭和 16 年)

#### ④南棟

「南棟」の桁葺は「中央棟」の補足材と同じ材料で長さ 270 mm マツ板厚 2 ~ 3 mm の手割板、葺足は 63 mm 前後であった。風雨に晒されておらず、創建当初から鉄板の下葺として葺かれていた。「北棟」と「中央棟」の葺足がいずれも 45 mm 足であったのに対し、「南棟」が 60 mm 足であったことから当初から仕上葺として計画していなかったことがわかる。



写 3-5-17 「中央棟」 前身建物垂木の痕跡

「中央棟」の屋根には前身建物の垂木・野地板・桁葺を部材単位に解体せず大きな塊として取外し、周囲を調整しながら再度打ち付けた痕跡がある。塊とした範囲では母屋や垂木に止めた釘位置や面戸彫りの位置が揃う。煤け具合から桁も解体されていない範囲がある。

(3) 野地板

「北棟」では野地板にはトドマツ材を用い、軒先や螻羽の化粧となる面は幅 200 mm の整形した材料を選別して隙間が無いよう突付で並べ、平部では 180 mm 前後の板を突付で並べていた。「中央棟」は桁葎とともに前身建物から大バラシされた材が使われており、幅 3 寸の

貫板を小間返しに打ち、不足箇所には「南棟」と同じ板が使われていた。

「南棟」は「北棟」同様に軒先や螻羽の化粧となる面は幅 200 mm の整形した材料を選別して隙間が無いよう突付で並べるが、平部では皮付きの丸太を挽いた材を使用しており板の間に隙間ができていた。



写 3-5-18 「中央棟」に再用された前身建物の屋根部材  
 点線に囲まれた範囲は野地板や垂木が均等に配されるとともに桁葎も古材を残しており、前身建物の状態を保持しているとみられる。組立時にはこれらの大きな塊を据えた後その周囲に適宜垂木や野地板を補足した。

## 10. 塗壁

### (1) 概要

塗り壁は「南棟」・「中央棟」の一部にのみに用いられいずれも昭和16年の仕事である。内外部ともモルタル下地で外部にはラス網を用いていた。

### (2) 掃付けモルタル

「南棟」正面妻側には、黄褐色の掃付けモルタル壁がある。下地は木摺に亀甲ラス網を張る。ラス網は釘の腰を折り曲げて木摺に留めていた。モルタルを下塗りした上に黄褐色に着色したモルタルを塗り、同色の着色モルタルを掃付けていた。周囲の縁は幅40mmの金鋺で押えていた。



写 3-5-19 「南棟」掃付けモルタル壁



写 3-5-20 同上解体時状況

### (3) 色セメント壁

「中央棟」の正面窓上には幅120mmの小壁となるが木摺に亀甲ラス網を張り、モルタル下地の上に黄褐色の



写 3-5-21 「中央棟」セメント壁解体時状況

i 掃付け壁とは上塗り用のモルタルを鋺板にのせ、ササラ（細い竹を束ねたもの）でモルタルを弾き出すようにして掃付けるもので、非常に粗い壁面が表現される。この技法は大正末期に非常に流行した。（『誰にもわかる左官工学 株式会社ヤブ原出版部 昭和28年3月10日発行』）

色セメントを用いて金鋺で押えていた。

### (4) 漆喰壁

玄関袖壁は内外とも漆喰仕上とする。木摺下地とし外部側には亀甲ラス網を入れモルタル下地約20mm、漆喰塗5mm厚で仕上げていた。



写 3-5-22 玄関袖壁漆喰壁層出し状況（左：外部 右：内部）

### (5) 鋸屑壁

仏間のトコ壁面の仕上げ材は、解体前は砂壁とみていたが、解体中の調査によってすべて木屑が塗られていたことが判明した。昭和初期の左官工事の施工手引書には、銘木の鋸屑を篩に通し左官材料として用いる「鋸屑壁」の記載がある。使用されていた鋸屑について材種は特定できなかったが、文献にある唐木（黒檀、紫檀）のような特徴的な色をもった鋸屑は見られず、エゾマツ・トドマツを主材として構成されておりミズナラや床柱・違い棚といった造作部材など本建物に用いられた木材の鋸屑を混ぜ合わせて色調を整えたとみられる。これに金属粉を混入して煮糊で捏ねてモルタル下地、砂漆喰の上に塗りされる。



写 3-5-23 鋸屑壁調査状況  
（左：解体壁部分、右：構成材料の確認）

ii 『和様左官の知識及彫刻手引 吉田工務所出版部 昭和5年』に「唐木その他銘木の鋸屑を篩に通し、菊蕪又は生麩海苔又は角又にて混合し、中塗の充分乾燥したる後、塗上げるなり」と鋸屑壁の記載がある。

## 11. 建具

### (1) 概要

大正9年の「北棟」建設時は転用建具を用いていない。昭和16年の「南棟」・「中央棟」の増改築時には正面側である茶の間・仏間・事務所といった居室においては建具を新規に製作しているが、客室1・2、使用人室などでは転用建具が多用されていた。さらには居間・台所境や物置、二階の和室1・2では間に合わない建具が入れられている。ヒアリングによれば、客室1・2は現在「客室」と呼称しているが当時は家族が生活する部屋であった。これらの内向きの居室においては昭和16年当時から転用建具を使用していたらしく、特に通常来客の目に触れない「南棟」二階の和室や使用人室などでは柱間に合わない有り合せの建具が入れられていた。

### (2) 硝子戸

全体で47ヶ所の硝子戸及び硝子窓がある。「北棟」ではすべて透明硝子が使用される。「中央棟」・「南棟」では外部建具の腰部部分に型板硝子が用いられるほか、茶の間、居間、台所の部屋境の腰付硝子障子は四つ割りとした最上段のみを透明硝子とし下三段は磨硝子とする。

硝子はいずれも押縁で留められる。「北棟」の硝子戸には戸車が付き金属製角レールの上を走るが、昭和16年増改築の「中央棟」・「南棟」では戦時下における金属の統制の影響をうけたとみられ、戸車の代用として陶器製の戸滑りを使用し、竹製の甲丸レールが使われている。戸滑りは下棧を彫り込んで入れ中央部1ヶ



写 3-5-24 竹製甲丸レール（左）と陶器製戸滑り（右）



写 3-5-25 陶器製戸滑り背面の陽刻「新案特許」

所を木ネジ留する形状で裏面には「新案特許」の陽刻がある。

玄関の引分戸は昭和59年に硝子と引手を移設しながら新規の建具に替えられていた。工事期間中に当初の玄関引分戸が存置されていたことが判明したため、堅框の脚部の繕いと下棧の取替による修理を行い再用了（「本章第3節-5-(5) 玄関引戸当初材の再利用」参照）。

「北棟」一階客室3・4西面窓及び「中央棟」客室1西面窓は出窓付き2枚引分硝子窓が入るが、当初は前者が二階と同じ儉鈍式で取り外しできる硝子窓（「第4章 現状変更 要旨説明 二」参照）で後者は客室2と同様の現在より内法の低い引違い窓であった（「本章第3節-5-(2)」参照）。これらの改修に使用されていた型板硝子が「北棟」客室5の東面硝子戸と同仕様であり昭和33年頃の改修とみられる。

### (3) 障子戸

内部建具は各客室の東側に障子戸を入れる。「北棟」では腰付横組障子で二階客室8のみ額入としガラスの小窓を持つ。同位置の一階客室5の障子は窓が無いが外からの視線に対する配慮とみられる。組子は堅横とも角面で幅6mm、堅組子勝ちの相欠とする。上棧中棧は框に打込み柄とし下棧は鎌柄とする。腰板はケヤキ板を3枚から4枚接ぎとする。

「中央棟」茶の間・仏間では東面を摺り上げ障子とする。摺り上げの機構は子障子堅框外側面の彫り込みに竹製の羽を上が開いた「ハの字」状に端部1ヶ所を木ネジで打ち付け、堅框との摩擦によって子障子の自重を支える。



写 3-5-26 摺り上げ障子の機構

子障子側の框がわずかに斜めに彫り込まれ、羽の一方を木ネジで締めると先端が開く機構。締め具合で開きを調整し堅框との摩擦によって子障子を支持する。写真右側が下向きとなる。

「中央棟」の廊下と客室1境は腰付縦繁障子が入り、連続する客室2境には腰付横組障子が入る。ランプ室前には腰付額入り縦繁障子、ランプ室便所境には腰付額入り横組障子が入るなど意匠に規則性が見いだせな

い。また廊下と客室2境及びランプ室前の障子の組子は丸面で造られており製作時期や手の違いがみられる。これらは内向きの居室として前身建物の建具を転用した可能性が高い。「南棟」小屋裏に保管されていた建具にも同仕様の障子がみられる。



客室1・廊下境 腰付縦繁障子 組子角面取  
客室2・廊下境 腰付横組障子 組子丸面取



ランプ室前 腰付額入縦繁障子 組子丸面取  
ランプ室・便所境 腰付額入横組障子 組子角面取

写 3-5-27 「中央棟」障子戸の比較  
意匠に規則性がなく前身建物からの転用とみられる。

#### (4) 戸袋・雨戸

「北棟」東面一階は近年改修され4枚引分硝子戸が入るが、二階には当初の硝子窓付雨戸及び戸袋が遺存していた。古写真と痕跡から一階の雨戸も同形状であったことが確認された。雨戸は5枚建てとし、堅板はスギ3枚で敷目板を付ける（詳細は「第4章 建造物の現状変更 要旨説明 三」参照）。

#### (5) 襖

「北棟」では客室5・8の西側、部屋境、押入及び天袋を襖戸とする。後世の貼替えがみられたが、現状の仕上貼を剥がしてみると襖縁の下に当初の上貼紙が残存しており、当初は葛布、芭蕉柄の唐紙、笹柄の唐紙の3種が存在していたことが分かった。一階客室5と二階客室8の廊下境の襖は表裏にそれぞれ葛布と笹柄模様が一面ずつ貼ってあったが、客室5は部屋内側に笹柄を向け客室8は部屋内側に葛布を向けていた。表裏を入れ替えられた可能性も考えられたが、それぞれの押入に遺存していた襖紙や天袋の襖紙の種



写 3-5-28 残存していた襖紙片



図 3-5-3 「北棟」建具襖紙種類位置図



芭蕉柄



葛布 笹柄

写 3-5-29 「北棟」に使用される襖種類

類から判断して現在の状態で問題ないことを確認した。

襖紙芭蕉柄の唐紙は二階廊下の1間半の押入に3枚建てで用いられるのみで、その他の襖は葛布か笹柄であった。なお、「北棟」創建時には一階の廊下にも二階と同位置に押入があったが、昭和16年の増改築時に押入を撤去したことに伴い、この建具は二階和室1・2境に転用されていた。建具幅から一階廊下にあった押入は二階より半間1間幅であったことがわかる。堅縁の縁打ちは芭蕉柄の襖のみ木の太柄を用いるが、その他の襖は木ネジ用いて寄蟻の要領で使用していた。

「中央棟」では仏間と茶の間境では型板硝子が入る額入り襖戸とするが襖紙（布）にはすべて葛布を使用している。「中央棟」「南棟」では内向きの居室はすべて転用された襖が使われていた。客室1・2の押入や「北棟」客室8の後設押入には表の紙を貼り替えているが型紙を用いて色付けされた唐紙が貼られており、使用人室押入の襖は水墨画が描かれた建具に上貼りをして使用していた。



写 3-5-30 「南棟」客室1・2境に転用されていた「北棟」旧一階押入襖戸



写 3-5-31 木ネジを用いた縁打ち寄蟻の要領で堅縁の逃穴に木ネジの頭を入れ寄せて留める



客室1の押入襖背面の唐紙



使用人室押入襖の水墨画

写 3-5-32 内向き居室に使われた転用建具

### (6) 襖紙仕様

芭蕉柄の襖には高さ1尺1寸5分(345mm)、幅3尺(909mm)の間似合紙を5枚横貼とする。紙は洋紙を用いており、紙質劣化による割れが多く発生している。下地色として紙全体を着色する具引きは行われておらず、現在見える茶褐色の地色は紙自体が変色したもので、引手下に残る地色はやや黄味のかかった白色で

あった。葉の柄は緑と黄緑の2色で刷られたとみられていたが、引手下の残存部をみると黄緑色に見える葉は金雲母で刷られており製作時は金色を呈していたことがわかる。また芭蕉柄紋様には文様の型に折り目のような跡があるため版木を用いたとは考えにくく、また着色状況をみると絵の具の盛り上がりはなく型紙を用いた伝統的な技法ではない。シルクスクリーン印刷に近い技法であるが、同印刷は昭和初期になって主流となる<sup>iii</sup>。当時存在した同種の技法としては石版もしくは亜鉛版による機械印刷があるとされるが詳細は不明である。

笹柄は高さ1尺1寸5分、幅3尺の間似合紙を用い



写 3-5-33 芭蕉柄の紙にみられる折り目状の線



写 3-5-34 笹柄襖紙1枚(高さ345mm 幅900mm程度)



図 3-5-4 笹柄文様(トレース図)

左右に同じパターンが並ぶ。意匠や細部に差異があるが同じ下図を基に描かれたとみられる。

iii 本稿における襖紙生産の歴史及び技法の変遷等は『壁紙百年史 壁紙百年史編集委員会編 壁装材料協会 1982.12』を参考とした。同資料によると明治初期に始まった日本の洋紙生産は、明治後期から大正初期にかけて急成長をみせる。大正2年(1913)には洋紙の産額が和紙をしのぐようになり、同9年(1920)には和紙産額の2倍を記録するほどとなった。同時期に襖紙にも洋紙が使われるようになる。大正初期までは、五枚張り襖紙が主に使用されていたが、その後大正13年(1924)ごろより機械刷りの一枚張り襖紙が台頭する。明治後半から大正初期にかけて、手作業の木版刷りから石版や亜鉛版を用いた機械印刷へと転換していく。シルクスクリーン印刷が主流となるのは昭和初期頃である。

て5枚貼する。幅広の襖には引手側に紙を足している。芭蕉柄よりやや厚手で絹目のついた洋紙に胡粉具引きで白色に着色している。具引きの上に笹柄を雲母の一角刷とし、金砂子を撒く。版には版木を用いるが版木は3尺幅の大判としている。版木の文様は版木幅の約半分の下図を基にした同じパターンが左右に並べて用いられており、ほぼ同図だが細部の意匠や線の太さなどに若干の相違がみられる。

葛布は幅広の建具もすべて一枚もので貼られていた。

## 12. 貼付壁

### (1) 概要

部屋内の壁は縦板張りの上に紙貼り仕上げとする。壁紙は破損しやすい部分でもあり数度の貼替えの形跡がある。施工時期や回数は定かでない部分も多いが、痕跡、古写真、昭和59年前後の工事写真などによって変遷を推定した。各室の紙貼りの変遷と復旧仕様については「第5章 実施仕様 第10節 貼付壁工事」に一覧表を掲載した。

### (2) 変遷

「北棟」では二階押入に当初の袋貼が残る。また、客室5・7・8のトコ・床脇及び客室8の小壁には現状の上貼りの下に当初の仕上貼が遺存していた。

押入の袋貼のほか、当初の上貼り紙は2種類用いられた形跡がある。一つはトコ・床脇や二階の壁に遺存していた暗緑色を呈した紙で、もう一つは一階の壁に使用されていた様子が古写真に写る白い紙であった。一階はすべての客室でこれまでの貼替えの際に下地から剥がさ



写 3-5-35 客室8 押入袋貼



写 3-5-36 遺存していた当初壁紙 (客室8)



写 3-5-37 客室5の壁紙仕様 (昭和15年頃)



写 3-5-38 客室5の壁紙

れていたため、明らかな上貼りは遺存していない。ただし、同じく下地から貼り替えられている二階の客室6や客室7には壁の周囲に暗褐色の上貼紙片がわずかに認められることを考えると、当初から袋貼の色と近似した白い紙を使用していたと考えられる。一階と二階で建具の襖紙の柄を変えていた(「本章(5) 襖」参照)ように、壁紙も一階と二階で異なる色を採用したとみられる。

客室6と客室7は近年化粧縦板を張っていたが、これを撤去したところ下地貼りに用いた新聞紙が露出した状態であった。なお、この2室のみ当初から下地に新聞紙を用いている。2室で下地板に残る貼り替え痕の回数が異なっていたが、客室7のトコ・床脇が当初の



写 3-5-39 客室6 (左) と客室7 (右) の下貼り遺存状況  
客室7はこれまでに2回下貼りの袋貼を撤去した痕跡があり、客室6は最初の貼り替え時に重ねて貼られたため下貼りの残存状況がいい。

上貼りを残しながらその後の修理で紙を貼り重ねられていたことから、最初の貼替え時に客室6は当初の下貼りまで剥がしていたのに対し、客室7では当初の紙貼りの上に貼り重ねたためと判断した。このため下貼りからの貼り替えが少ない客室6の方が新聞紙の残存状況が良かった。

すべての居室は一度壁にはすべて白色の胡粉具引き塗の壁紙を貼り、トコ・床脇には暗褐色具引きの上に胡粉を散らして模様をつけた紙で仕上げていた。昭和16年に造られた仏間の壁紙と近似しているが白斑が大きく粗い仕上で、仏間トコの補修に用いられた紙と同じであった。昭和59年時点では寒さ対策としてトコや押入を除くすべての部屋は石膏ボードや化粧ボードが張られていたため、同年に資料館として公開するにあたってこれらを撤去している。

「中央棟」・「南棟」の壁紙はすべて貼り替えを受けている。仏間には茶色に変色した洋紙が貼られていたが一度下貼りを剥がした形跡があり現在の壁紙は下貼りをせず板に直接貼られていた。事務所や茶の間等に貼られた灰色の鳥の子紙は平成5年のドラマ撮影時に映像に映り込む範囲が薄墨で塗られていた。



写3-5-40 仏間トコ壁紙の補修痕  
仏間トコ壁紙の補修には「北棟」の後補材と同じ紙が用いられる。

### (3) 仕様

「北棟」では外部に面した壁に幅33mm長さ250mm前後の带状にした反故紙を壁板の継目に沿って貼付け目貼する。二階の客室6と客室7にのみ新聞紙が貼られていた。袋貼はいずれも1回とする。縦245mm、横335mmの反故紙を横に使い、向かって右上から左に向けて貼り、下方に貼り下げる。「北棟」の押入内部は袋貼までとし、仕上紙は貼られていない。

仕上はトコの上貼りをみると当初の仕上紙は1810mm×930mmの暗緑色無地でべた貼りとしている。向かって左上から全紙を貼り右に幅785mmの半端を入れ、下には上と同幅で下左に下右と全面を4枚で貼る。後補の壁紙も同寸であったが後補材は四周のみに糊付されていた。

## 13. 畳

### (1) 概要

一階畳は公開範囲外であった使用人室を除いて昭和59年の工事で全面的に更新されスタイロ畳となっていた。二階は「北棟」では建設時からの畳床が残っており、表替えをしながら使われたものとみられる。「南棟」には古い畳が使われるが、畳床や裏菰の仕様が異なる3種類の畳が混在して使用されていた。

### (2) 仕様と特徴

「北棟」二階客室6～8には幅880mm×1750mm、厚65mmの畳が使われていた。畳替えはされているが、畳床は筋縫いされた裏菰を持つ手床で当初のものともみられる。一部の畳の背面に「山ト」の墨書きがみられたが、番付はない。「南棟」二階の和室1・2の畳は880mm×1750、厚55mmを標準とする。藁床は三段配で構成される。裏菰の種類が3種類あることから時期差があるものを転用したとみられる。このほか、角1ヶ所と



写3-5-41 「北棟」客室8 畳裏面  
番付はなく山トの屋号が墨で書かれる。



写3-5-42 同上 裏菰  
手縫いの畳床で裏菰は筋縫いされる。



写3-5-43 南棟和室1・2 畳裏菰仕様  
3種類の裏菰が使用されており、時期差があるものを寄せ集めている。

長手側面中央1ヶ所に炉を配置した欠込みを持つ畳が押入に保管されていた。

「北棟」二階廊下には花見の時期などに仮設的に畳を敷いたと言われる。客室8の押入には客室用より全長がやや短い880mm×1700mmの畳が5枚、幅が狭い790mm×1750mmが2枚、幅が狭く長手を半分にした790mm×880mmが1枚残っていた。全長が短い畳は廊下幅に合致し、幅の狭い畳は階段脇の通路幅に合うことから廊下全体に敷き詰めたとみられる。

「南棟」一階の使用人室では畳縁の側面に右書きで



写 3-5-44 「北棟」二階廊下の畳

花見の時期には二階の廊下全面に畳を敷き詰めていたとみられる。

「北海道畳業聯合組合之証 01 等級」と書かれた商標が縫い糸に挟んで付いていた。年代は不明だが、昭和16年の改築時から、これまで表替えもなされず残されてきたとみられる。



写 3-5-45 畳商標

「北棟」二階の客室8の畳の敷き方は、床脇前に向けて短手を並べる床刺しとなっていたが、これは昭和59年の修理時に間違えて配置されていたことが判明した。畳裏には、位置を記した番付や符牒はなく、位置を特定して畳のクセをとっていないため、かなり余裕のある寸法で作られている。なお、従前の敷き方は一階の客室5と同じであったと考えられ、今回の保存修理ではこの敷き方に戻した。

## 14. 煉瓦煙突

### (1) 概要

居間の囲炉裏及び台所のストーブの排気を目的とした煙突で、裏玄関に設置された。煉瓦半枚積みの不安定な構造であり、専門職工による仕事とは言い難い側面があるが、当地における同時代の技術的水準を示す資料として極力調査及び保存を試みた。



外観

裏玄関

写 3-5-46 現況煉瓦煙突

### (2) 設置時期

二階床梁を切欠くなど計画的に施工されたものとは考えられないが、ヒアリングによれば昭和16年当初から煙突は存在していたという。煉瓦煙突は一階付近では背面の縦板壁に抱き合わせて施工されており、はみ出した据付モルタルは背面の縦板に当たっていた。ただし野地板や桎葺には後から切欠いた形跡がないことから、ある程度木工事が進行した段階で、煙突周囲の屋根根工事に着手するまでの間に作られたものである。



写 3-5-47 煙突化粧面 (左) と壁付き面 (右)

### (3) 変遷

ヒアリングによると昭和48年(1973)の根室半島沖地震(根室震度5)によって屋根面付近で折損して上部が落下した。その後は実用上、残存した煉瓦煙突の上に鋼管製の煙突を接続していた。現状の屋根から上に見える煉瓦煙突は町が寄贈を受けた後、修景として整備されたものである。この施工の際、整備部分と既存煉瓦煙突の天端から約800mm下がりまで、鉄筋を配したコンクリートが充填されていた。



写 3-5-48 煙突後補部を撤去した状況  
当初煉瓦の二階床レベル付近までコンクリートが充填されている。

#### (4) 積み方

95 mm幅の煉瓦半枚積みとし、内部には円筒等を入れず中空で非常に不安定であるといえる。解体した範囲では目地や煉瓦に金物等の補強は施されていない。目地内部のはみ出したモルタルも押さえることなく、各所に空隙もある。横目地は非常に厚く平均で 16 mm 程度となるが、高さ方向に基準とした寸法体系を見出すことができなかつた。最下段から 10 段ごとに計測すると 725 mm、713 mm、695 mm となり平均で横目地がそれぞれ 17.5 mm、16.3 mm、14.5 mm と徐々に目地が詰まる状況から基準を決めずに垂直に積上げたものと考えられる。



写 3-5-49 コンクリート充填範囲撤去状況  
煉瓦半枚積みで内部に円筒を入れず中空の状態である。

#### (5) 寸法

長さ 205 mm × 幅 95 mm × 厚 55 mm を規格とし、誤差は長さ 5 mm ~ 8 mm、幅・厚が 3 mm 前後みられる。大正 14 年 (1925) の JES 規格 (日本標準規格) では長さ 210 mm × 幅 100 mm × 厚 60 mm となるが、これよりさらに一回り小さいサイズである。

#### (6) 成形・品質

炭滓や鉱滓の付着が見られること、また色や吸水、強度に大きなバラツキが有ることから、石炭を燃料とした窯内部の温度差が大きな穴窯か小さな登り窯で焼成された可能性が考えられる<sup>iv</sup>。化粧面に皺がよったり角が立っていない形状から、鋼線等で切り出された面は見られず、木箱等の型に胎土を詰め木槌やへらなどで成型した職工による手作業とみられる。割損面には砂岩片が確認できるため十分に混練されていない。二階床上の割損部をみると目地ではなく煉瓦自体での割裂がみられるため煉瓦の強度は高くないと考えられる。



写 3-5-50 煉瓦に付着した炭滓



写 3-5-51  
割損面に露出した砂岩片

#### (7) 刻印・記銘

解体時に昭和 16 年の部材からアラビア数字で「2・3・5」の刻印が確認された。解体材から確認できたのは 14 枚で、いずれも煉瓦の腹に押されていた。このほか、煙突と板との取り合い部の長手面に「オビヤベ」もしくは「ホビヤベ」とも読み取れる籠書き文字を確認した。



写 3-5-52 籠書き文字



写 3-5-53 番号刻印

#### (8) 表面塗装

煉瓦煙突は見え掛かり部全体が目地も含めて赤色に着色されている。背面板との当たりをモルタルで埋めているが昭和 30 年代に板壁を塗った白い塗料より古い時期に塗られているため設置後間もなく塗られていたものである。



写 3-5-54 塗装部詳細

<sup>iv</sup> 煉瓦の成形や品質等に関して(有)吉田工業所吉田健司氏からの助言を受けた。

## 15. 鍍金物

### (1) 概要

鍍金物として釘隠し、建具引手、化粧鋳がある。今回は修理や補足のために取り外したものについて仕様調査を行った。なお、鍍金物には見え隠れ面に墨書き文字があったが取付位置や工程を示す符牒のようなものか製作者に関係するものか不明なものが多かった。

### (2) 釘隠し

#### ① 帆掛船型



写 3-5-55 帆掛船型釘隠し (左：表 右：主座裏)



写 3-5-56 敷座縁の籠掛  
敷座の表は縁部分を籠掛して艶出しをしたとみられる。

写 3-5-57 主座塗装剥離状況  
水を付けた綿棒で容易に塗装がはがれた。

客室 6 に付く。幅 90 mm × 高さ 70 mm × 厚 10 mm。真鍮の紐と銅板の敷座が付く。主座は鉛鍍物で真鍮足を半田で付ける。敷座の縁は全周に籠掛されており、化粧となる部位の艶を出したとみられる。敷座は硫酸銅で炊きこんで煮色付けされる。紐は真鍮を撚ったもの。主座の仕上げの黒色は水拭きでも容易に剥落するためイボタ蠟に松煙を溶かしたものと考えられる。

敷座の背面にはすべてに「タニロイ」と文字が墨書きされる。



写 3-5-58 敷座裏面

#### ② 花菱型



写 3-5-59 花菱型釘隠し (左：表 右：裏)

客室 4 に付く真鍮製の鍍造品。材質は鉛と錫の合金とみられる。叩き出したものではなく鍍造品であるが、厚みが均一であること、また石膏型や砂型の場合と比較して模様や特に魚々子部分がはっきり出ているため電気鍍造品の可能性が考えられる。

すべての背面に朱墨で文字「UPF (?)」と書かれる。さらに墨書で「キフ」とあるほか、朱墨の下にも文字があるが判読できない。

#### ③ 雁型



写 3-5-60 雁型釘隠し (左：表 右：裏)

客室 5 及び客室 8 に付く。鉛を主とした錫と鉛の合金による鍍造品で、大正期に広くに流通していた加工品とみられる。

#### (3) 引手金物 (寸法：幅 × 高さ × 厚 単位mm)

① 「北棟」襖引手金物 客室 3・4 境 (FD 7) : 86 × 77 × 10、客室 5 (FD 9) : 90 × 65 × 10、客室 8 (FD 15) : 90 × 65 × 10



写 3-5-61 「北棟」襖引手  
上：FD7 中：FD9 下：FD15 (左：表 右：裏)

いずれも鉛合金による铸造品で、素地に爪で傷付けられるほど非常に柔らかい。銅や真鍮で製作する場合は胴、底板、木瓜座をそれぞれ造り爐付けとするが、これらは一体として铸造されている。銅鍍金が付けられ、硫化燻しで発色している。さらにFD7とFD9にはこのうえに帆掛船型釘隠しと同じ松煙とイボタ蠟を混ぜた塗料が塗られている。FD15には「光信堂」の刻印がある。

②客室7床脇天袋引手 (FW12) 47 × 35 × 10



写 3-5-62 客室7天袋引手  
(左：表 右：底板裏)

底板は真鍮で梨地模様は裏面に彫り痕が出ていないことからエッチングとみられる。煮色付け、刈安煮上とする。胴は継目がなく一枚銅板から叩き曲げとする。木瓜座は真鍮铸件で、煮黒目で生漆摺焼きとしさらに上から黒焼き漆とする。底板の裏面に墨で「ツニテリ」と書かれる。

③仏間仏壇折戸蝶番 (FW4) 60 × 31 × 0.5

真鍮製で鑿で切抜かれ、キサゲで仕上げられる。赤色に発色しており煮色付けされた形跡がある。全体的に薄墨を塗ったような跡があり古色付けをしたとみられる。裏面に「フキニル」の墨書がみられた。

④客室1・2境 帯戸引手 (WD1) 70 × 24 × 8

底は銅板で表側を薄く煮黒目をかけ生漆摺りのうえに黒焼漆がある。胴と玉縁は真鍮で内外とも黒焼漆とする。



写 3-5-63  
客室1・2帯戸引手

写 3-5-64 仏間仏壇折戸蝶番  
(左：表 右：裏面墨書部)

(4) 化粧鉾

「北棟」便所腰板の鉾

「北棟」便所ブースの腰板は、板を大和張とし中央二ヶ所に丸頭の化粧鉾を打つ。

鉾は頭径10mm、高さ3mm、足径3mm、足長さ15mm。板を留つける役割はなく、板背面で折り返して固定する。



写 3-5-65 化粧鉾詳細 (左：正面 右：板裏)

## 16. 樹種同定

## (1) 概要

解体修理にともない、サンプルの採取が可能であった構造・造作材 27 点の樹種同定を行った。本樹種同定は本整備委員会委員鈴木三男東北大学名誉教授に委託した。

## (2) 結果の概要

針葉樹 2 種、広葉樹 7 種、合計 9 樹種が同定された。針葉樹 2 種はモミ属、トウヒ属で、北海道に普遍的なトドマツ、エゾマツ(+アカエゾマツ)と見て矛盾は無い。広葉樹は量的に見てコナラ節、ハンノキ節が多く、これは在地のミズナラ、ケヤマハンノキが使われたとみて間違いない。量はそれらより少ないが客室の床柱、「南棟」

小屋の二重梁のニレ属(ハルニレの可能性大)も在地の材とみられる。「北棟」客室の違棚と床のハリギリ材も在地材だが床周りの造作材と言うことで建築材とは違う樹種を使っていることが考えられる。

一方、「南棟」仏間の天袋の地板のトチノキ材は道東には無いもので、造作材として持ち込まれたものといえる。同様に、道東には無いことはないが、造作材として持ち込まれたと考えられるものに仏間の違棚のカツラ材、客間の戸袋吊束のキハダがある。以上のように駅通所の建築材の大部分はエゾマツ、トドマツ、ミズナラ、ケヤマハンノキと言った在地の樹種を使い、トコなどの造作材には道南あるいは本州から持ち込んだ材を使っていたといえる。

番号	建物棟	部屋	部位	番付	樹種	備考
1	中央棟	客室 1	荒床	東 2-1	モミ属	
2	中央棟	客室 1	荒床	東 7-2	モミ属	後補材
3	中央棟	客室 1	荒床	西 9-1	ハンノキ属ハンノキ節	
4	北棟	客室 5	荒床	西 4	トウヒ属	
5	中央棟	仏間	荒床	中 11	トウヒ属	
6	南棟	事務所	土台	は五	コナラ属コナラ節	
7	北棟	客室 5 縁	土台	らノ三	コナラ属コナラ節	
8	南棟	南物置	土台	い十五	コナラ属コナラ節	
9	北棟	客室 3・4	土台	うノ九	コナラ属コナラ節	
10	中央棟	客室 2	大引	又つ十	ハンノキ属ハンノキ節	
11	北棟	客室 3	根継柱	な十三	トウヒ属	後補材
12	北棟	客室 6 (二階)	柱	な十三	モミ属	
13	北棟	客室 5	違い棚	(下)	ハリギリ	
14	北棟	客室 5	天袋吊束	(向かって左)	キハダ	
15	北棟	客室 5	床	地板	ハリギリ	
16	北棟	客室 5	床柱		ニレ属	
17	北棟	客室 5	寄せ		ハンノキ属ハンノキ節	
18	北棟	小便可	土間	下板	コナラ属コナラ節	
19	南棟	小屋	妻桁	ほ十六〜り十六	ハンノキ属ハンノキ節	
20	南棟	小屋	棟木		ハンノキ属ハンノキ節	
21	南棟	小屋	二重梁	と六〜と二	ニレ属	
22	南棟	二階	柱	へ六〜へ二	ハンノキ属ハンノキ節	
23	中央棟	仏間	違い棚		カツラ属	
24	中央棟	仏間	天袋	地板	トチノキ	
25	北棟	便所	板枠	(西から①)	トウヒ属	発掘材
26	南棟	便所	板枠		モミ属	発掘材
27	南棟	使用人室下	桶底板		コナラ属コナラ節	発掘材

表 3-5-1 木材同定結果一覧